

会 議 録 目 次

令和 3 年第 4 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 3 年 6 月 1 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	6
	③報告第 2 号 工事請負契約の変更について(奥之谷川河川改修工事)……	9
	④報告第 3 号 令和 2 年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	9
	⑤報告第 4 号 令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書……………	12
	⑥報告第 5 号 令和 2 年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書……………	13
	⑦報告第 6 号 令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計事故繰越し 繰越計算書……………	14
	⑧報告第 7 号 令和 2 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書……………	15
日程第 4	承認第 3 号 専決処分をした事件の承認について（令和 3 年度海田町一般 会計補正予算（第 2 号））……………	16
日程第 5	一般質問	
	○多田雄一議員……………	19
	○佐中十九昭議員……………	26
	○下岡憲国議員……………	41
	○兼山益大議員……………	58
	○西田誠一議員……………	69
	○小田久美子議員……………	71
	○久留島元生議員……………	80
	○大高下光信議員……………	85
	（延 会）……………	89

令和3年第4回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和3年6月1日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 6月1日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 今 岡 寛 之 |
| 教 育 長         | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次 長       | 森 山 真 文 |
| 下 水 道 担 当 参 事 | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課 長       | 藤 原 靖   |
| 魅力づくり推進課長     | 脇 本 健二郎 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 下 野 武 士 |
| 町 民 生 活 課 長   | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課 長       | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 上 下 水 道 課 長   | 木 村 生 栄 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 中 下 義 博 |
| 学校教育課教育指導監    | 松 本 孝 司 |
| 新 庁 舎 整 備 室 長 | 山 田 長 秀 |

環境センター所長 谷川 雅彦

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登  
主 査 水 野 啓 太  
主 任 辻 千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第2号 工事請負契約の変更について（奥之谷川河川改修工事）

④報告第3号 令和2年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

⑤報告第4号 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

⑥報告第5号 令和2年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書

⑦報告第6号 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

⑧報告第7号 令和2年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書

日程第4 承認第3号 専決処分をした事件の承認について（令和3年度海田町一般会計補正予算（第2号））

日程第5 一 般 質 問

日程第6 第28号議案 工事請負契約の締結について（町営第2蟹原住宅内部等改修工事）

日程第7 第29号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第30号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第31号議案 海田町精神障害者医療費支給条例の制定について

日程第10 第32号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第33号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第12 第34号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 発議第6号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書案

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第4回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓の開放及びアクリル板を設置しておりますので、併せて御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、本定例会は、改選後初の定例会です。今期から新たに議員となられた方もおられる中、今一度、住民を代表して、町の具体的な施策を最終的に決定する重要な責務を果たすべく心構えを持って臨んでいただきたいと思います。この際、町長からの発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めましておはようございます。本日、令和3年第4回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、報告6件、承認1件、契約認定1件、条例制定1件、条例改正3件、補正予算2件を提出しております。議員の皆様におかれましては十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、3番、玉川議員、4番、小田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月4日までの4日間といたしたい

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月4日までの4日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。次に執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきようにしてください。また、挙手の際には、職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。なお、発言はマスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聴き取りやすいよう、マイクを立ててゆつくりと発言をしてください。なお、質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により議長の許可を受けて、内容の確認の上、答弁をしてください。以上の点をお願いいたします。なお、聴き取りにくい場合には、発言の途中で指摘をすることがございますが、御理解いただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付をしております2月定例会以降の主なものについて報告をさせていただきます。

まず、4月23日に、広島県町議会議長会において役員の選任が行われました。会長は引き続き私が務めることになり、副会長に安芸太田町議会の中本正廣議長、幹事に熊野町議会、大瀬戸宏樹議長が選任されましたので御報告を申し上げます。

次に、5月24日に安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会が開催されました。組合議会議員であります私から、議会の概略について御報告を申し上げます。令和3年5月24日に開催されました令和3年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会について御報告を申し上げます。本臨時会におきましては、議案1件が提出され、安芸クリーンセンター中央監視システム耐震強化工事について、請負者株式会社神鋼環境ソリューション、請負金額2億6,400万円で、原案のとおり、工事の請負契約を締結することを全会一致で可決しました。

また、2月定例議会以降の常任委員会調査等実施状況を添付しておりますので、併せ

て御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） それでは2月の定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、5月31日時点で90人の陽性患者が確認されており、県と連携しながら情報収集を行うとともに、住民に対し、ホームページや町内放送等で情報提供及び注意喚起を行いました。

また、5月14日に広島県に対して緊急事態宣言が発出されたことを受け、各公共施設等を休館としています。海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、5月末までに80回開催し、対応方針などについての協議を行いました。

次に、ワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者を対象に4月28日から福祉センターにおいて集団接種を開始し、5月にひまわりプラザ、織田幹雄スクエア、海田東公民館でも接種を行いました。また、5月13日から町内高齢者施設に入所中の高齢者に接種を開始しました。更に、5月24日から町内医療機関での高齢者の個別接種を開始しました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等でございますが、中小企業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、5月31日現在延べ450件となっております。また、海田町頑張る中小企業者応援金についてでございますが、4月30日に受付を終了し、最終的に42件の事業者に給付を行いました。また、緊急事態宣言が発出されたことを受け、緊急事態措置として5月16日から、広島県内全域で、飲食店、大規模施設等に、休業又は時間短縮営業の要請がなされました。町内業者の皆様に休業等の要請の内容、支援金の概要、期間の延長などの情報をホームページ等でお知らせしたところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得のひとり親の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、5月31日現在、201世帯に支給しました。

次に、職員の感染症対策につきましては、手洗い、換気等の感染防止対策を徹底するとともに、集中対策期間においては、時差出勤や勤務の振替、自宅での業務等実施の推奨、サテライトオフィスの設置等により、職場の勤務する職員数を減少することで感染

拡大防止に努めているところでございます。

次に、5月18日に予定されておりました海田町における東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、広島県が外出自粛要請を行ったことから、公道での実施に代えて、福山市の会場で無観客の聖火セレモニーとして実施されました。

また、同日、海田町出身で元広島東洋カープ選手の大下剛史さんに対し、その業績をたたえ、海田町町民栄誉賞を授与しました。表彰式は織田幹雄スクエアで開催いたしました。

次に、新庁舎整備につきましては、3月12日に建設工事の安全祈願祭を実施し、工事に着手しました。現在は既存建物の解体工事を進めております。また、広島県からの土壌汚染対策費補助金につきましては、5月17日付けで交付決定通知を受けております。

次に、災害支援協定の締結につきましては、3月30日には広島テレビ放送株式会社と防災パートナーシップに関する協定を、4月14日には平成電工株式会社と災害時における復旧支援の実施に関する協定を、5月12日には三協フロンテア株式会社と災害時における物資の供給に関する協定を締結いたしました。

次に、災害対策につきましては、4月15日、職員参集体制の確認のため、海田町全域で震度6弱の地震が発生したという想定で、職員参集電話、メール模擬訓練を実施し、緊急時の連絡体制を確認いたしました。

また、4月27日、28日、30日の3日間、役場会議室において災害対策パトロール及び保健師班の職員を対象とした災害対処訓練を実施いたしました。また、5月13日、瀬野川河川敷において災害対策班等の職員を対象とした土のう作製訓練を実施いたしました。出水期を前にこれらの訓練を実施することにより、コロナ禍における避難所の運営、各種情報の収集・伝達のための能力向上、土のうをはじめとする水防資機材の整備をいたしました。

なお、本来であれば、海田町防災会議を開催し、海田町地域防災計画の修正を審議するところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議を中止し、防災会議委員の皆様にご書面で審議していただき、了承をいただいております。

また、海田町国民保護協議会につきましては、5月14日、ウェブ会議を開催し、海田町国民保護計画の修正を審議していただき、了承をいただいております。

次に、保育所等の待機児童対策及び児童クラブの定員超過対策につきましては、西浜保育所跡地を活用した民間の設置運営事業者の公募、選定を行い、学校法人幸和学園に

決定いたしました。定員は認定こども園が75人、児童クラブが40人でございます。

次に、学校教育につきましては、3月に特別支援教育の取組が評価され、海田西小学校教諭が広島県教育奨励賞を受賞いたしました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月14日に町内学校において児童生徒1名の新型コロナウイルス感染が確認され、5月15日から5月18日までの4日間について全学年臨時休業といたしました。校内の消毒を行うなど感染防止対策を講じ、5月19日に学校を再開しております。各学校においては、引き続き、基本的な対策を徹底し、緊張感を持って教育活動を進めております。また、5、6月の学校行事については延期又は中止とし、今後の感染状況を踏まえ、実施形態を工夫しながら進めることとしております。

また、GIGAスクール構想の実現につきましては、全小中学校において高速大容量のネットワーク環境の構築、1人1台端末の導入を終え、令和3年度より本格的運用を開始しております。

次に、織田幹雄スクエアにおいて、2月26日から第1回織田幹雄書道展を、3月6日から織田陸上展が開催され、それぞれ5月9日まで展示を行いました。書道展につきましては、今後、海田東公民館、ふるさと館においても巡回により展示をする予定としております。

次に、3月1日、海田町の文化スポーツ活動の振興を担い、文化スポーツ活動の活性化、レベルの向上及び保護に貢献することを目的に、一般社団法人海田町文化スポーツ協会が設立されました。

次に、4月29日、第55回織田幹雄記念国際陸上競技大会がエディオンスタジアム広島で開催され、全国高校生選抜の男子三段跳び優勝者に、本町より織田幹雄賞を授与いたしました。

次に、5月2日、延期した令和3年成人祭を織田幹雄スクエアにおいて開催いたしました。当日は、新成人315名の対象のうち146名、例年よりやや少ない約46パーセントの参加となりました。今回は新型コロナウイルス感染症対策として2部に分け、式典のみの開催となりましたが、新成人代表が、海田町で生まれ育ったことを誇りとし社会に貢献できるよう精進するという、力強い誓いの言葉を述べました。また、当日参加できなかった新成人や家族の方にも御覧いただけるよう、その様子を動画配信いたしました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

訂正をさせていただきます。オリンピックの聖火リレーのところで、福山市の会場が無観客の点火セレモニー、聖火と言いましたが、点火セレモニーとして実施されましたに訂正させていただきます。お手元の3ページになります。それから、もう一つの訂正が6ページの上から4行目になりますが、新型コロナウイルス感染症につきまして、5月14日、町内と申し上げましたが、町立学校においてというふうに訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。

続きまして、報告第2号、工事請負契約の変更について、奥之谷川河川改修工事について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第2号、工事請負契約の変更について。令和2年第45号議案により議決を得た奥之谷川河川改修工事の請負契約の変更について専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、報告第2号、工事請負契約の変更について御説明いたします。議案書は1ページをお願いいたします。報告第2号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものを報告するものでございます。専決処分の内容については、令和2年第45号議案により議決をいただいている奥之谷川河川改修工事の請負契約の工期を変更するもので、工期の末日について、令和3年3月31日までとしていたものを令和3年5月31日までに改めたものでございます。専決処分年月日は令和3年3月2日です。なお、本事業については、年度をまたぐ工期延長をするに当たり事前に令和3年2月議会において繰越明許費の議決をいただいているものでございます。参考資料として資料1を併せて提出しております。以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第3号、令和2年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町

長より報告を求めます。町長。

○町長（西田） 報告第3号、令和2年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。令和2年度海田町一般会計予算で議決をいただきました文書電子化事業ほか33件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、報告第3号、令和2年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。報告第3号は、令和2年度海田町一般会計予算で既に議決をいただいている繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。2ページから6ページにかけて、款、項ごとに事業名と議決をいただいた金額と実際に令和3年度に繰り越した翌年度繰越額とその財源内訳を記載しております。全体で申しますと、6ページの表の最後に合計を記載しております合計34件の翌年度繰越額は、10億5,614万円でございます。以上で、報告第3号、令和2年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。多額というんか、多数の繰越明許ですね。国のいろいろ、来年度の補正であるとか前倒しであるとか、いろいろ理由があると思うんですけども、実際、本来であればこんな数が上がってこないはずなんです。私、長く議員しておりますけれども、これだけ上がったのは初めてだという記憶があるので、なぜそうなってきたおるのか。4月1日から昨日までが出納整理期間ですよ。しかし、その間、工事をストップする、あるいは事業をストップするというわけにはいかんわけで、進んでいるはずなんです。今まで、令和2年度、そして続いて3年度にかけて繰越しをして、また繰越しをする、あるいは、国の補正予算があつて間に合はんから繰越しをする。来年度の、3年度のそういう前倒しというのものもあるかもしれませんが、なぜこんなになっておるのか。款ごとに1,000万円以上、ゼロのところを説明してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） この度繰越件数が多く上がっている理由でございますが、議員御指摘

のとおり、令和２年度２月補正予算及び令和３年度当初予算の編成に当たりましては、国の新型コロナウイルス感染症対策等に係る経済対策と連動し、令和２年度補正予算と令和３年度当初予算を一体として編成しており、国の経済対策に係る財源の活用が見込まれる事業については、令和３年度当初予算から令和２年度２月補正予算に積極的に前倒しをして財源を確保しながら繰越事業に対応するよう取り組んだ結果、繰越件数が増加している状況でございます。具体的に申しますと、全体34件のうち国の経済対策に係る新型コロナウイルス感染症対応分として18件でございます。１年前の繰越件数が17件でこの度が34件、前回に比べて17件、件数が増加しておりますが、その主な要因が、国の経済対策に係る対応分によるものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）本来であれば、予算というのは年度で、町長が町民から税金を取ったり、取ったいうたらおかしいけど徴収したり、国や県、あるいは使用料等収入が自主財源と依存財源で事業をやる。大体１年間で入ってくる予算についてゼロというのが基本なんですね。そのことが町民サービスにつながり、議会でそれを、承認を得て執行するわけですけれども、今回、いろんな事情があるでしょう。特に、コロナの問題は命に関わる問題ですから、いろんな対応をされて苦労されておるのは承知でありますけれども、実際、ここまで延びた理由ですよ。例えば、災害であれば途中で止まって全く進んでない、見通しが立たないような状況の下で、一部分は、今言われたように奥之谷であるとか一部分はやっていますが、大方がまだできていない状況なんですね。これが町民サービスと言えるかどうか、非常に私は疑問に思います。どう考えて、今回、この繰明、いわゆる町民から見れば、町はやることをやっていないということが逆に言えるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それはどう考えるのかをお答え願いたいと思います。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、繰越件数が多い点につきましては、先ほど申したとおり、経済対策に伴って政策的に前倒しした関係から増えたところでございます。一方で、議員御指摘のとおり、会計年度独立の原則から年度内完了が基本でございますので、不測の事態により繰り越したものについては、なるべく早急に事業効果が発揮できるよう執行に努めていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）財務省は明瞭・簡素・迅速の観点で改善を求めています。繰越しの繰越しというのが出てくるのではないかと感じるんですね、このままいくと。これはどうなるんですか、その扱いについては。私もそこまで勉強も研究もしてないので分からないんですが、このままいくと、なかなか進行するのが、進行というのは執行ですね、事業を行ったり工事の進捗が進みにくかったりということがあるわけですが、これらについてちゃんとこうやるべきことをやらなければ、何年経っても繰越しということがあります、あるいは不用額というのが出てくるわけですが、これはどうなのか、町長の執行のその気持ちというか、町民に対するサービスの向上、非常に町民から見て、コロナがあるから、それが優先をし、状況が、世間がそういう風潮になっておりますから、我慢しておるんですが、そこら辺は、ちゃんとやるべきことをやらなかったら、1款から十何款まで出てきておるんですね。なぜそれが積極的にできないのか、あるいは繰越しの繰越しというのが出てくるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、繰越制度については、財務省主計局のほうのガイドブックに記載しておりますが、財政法における会計年度の独立の原則に対する例外ではございます。年度内に執行が終わらなかった経費を翌年度に繰り越して使用できるものでございますが、当然、繰り越した事業については早期の事業効果ができるよう、早期の執行に努めているところでございます。繰越しの繰越し、いわゆる事故繰越しにつきましては、今回で言いますと報告第5号及び報告第6号でございしますが、その点については、また改めて御説明いたしますが、少なくともこの度繰越明許で繰り越したものについては、町民サービスの向上を図れるよう、早期の執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号については、これをもって終結をいたします。

続いて、報告第4号、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第4号、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計

算書。令和２年度海田町公共下水道事業特別会計予算で議決をいただきました公共下水道整備事業の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第４号、令和２年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。議案書の７ページをお願いいたします。報告第４号は、令和２年度海田町公共下水道事業特別会計予算で、既に議決をいただいております繰越明許費について地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。事業名は公共下水道整備事業で、翌年度繰越額は4,500万円でございます。以上で、報告第４号、令和２年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法施行令第146条第２項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第４号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第５号、令和２年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第５号、令和２年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書。道路橋りょう災害復旧事業の事故繰越しについて繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、報告第５号、令和２年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。議案書の８ページ、９ページをお願いいたします。報告第５号は、令和２年度海田町一般会計予算における事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第３項において準用する第146条第２項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。内容については、道路橋りょう災害復旧事業において関連する県発注工事の地元調整等に不測の日数を要したため繰り越すもので、

翌年度繰越額は2,162万円でございます。以上で、報告第5号、令和2年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。3号で一般会計の繰越明許をやりましたけれども、今回、事故繰越し、私、意味がよく分かりません。この説明を求めます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）事故繰越し制度につきましては、地方自治法第220条第3項に規定がございます。歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらなかったものについて、翌年度に繰り越して使用することができるものでございます。この度はこの地方自治法第220条第3項の規定に基づき、事故繰越しをするものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちゃんと款、項まで示しておりますけれども、具体的にはどこの場所のことを言っているのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）これは災害復旧工事でございます。町道135号線ほかの工事と町道6号線、三迫川のところでございます。その2件でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法施行令第150条第3項及び第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第6号、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第6号、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書。公共下水道整備事業の事故繰越しについて繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村） それでは、報告第 6 号、令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について御説明をいたします。議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第 6 号は、令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計予算における事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第 3 項において準用する第146条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。内容につきましては、公共下水道整備事業において、工事について地元調整に不測の日数を要したため繰り越すもので、翌年度繰越額は5,911万8,000円でございます。以上で、報告第 6 号、令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法施行令第150条第 3 項及び第146条第 2 項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 6 号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第 7 号、令和 2 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田） 報告第 7 号、令和 2 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令第18条の 2、第 1 項の規定により報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村） それでは、報告第 7 号、令和 2 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について御説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。予算科目は、資本的支出の建設改良費、事業名が国信浄水場改修工事でございます。継続費の総額は 5 億5,000万円で、令和 2 年度継続費予算現額の予算計上額は 1 億円です。支払い義務発生額は 0 円で、残額と同額の 1 億円を翌年度通次繰越額とし、繰り越すものでございます。その財源内訳は全て企業債でございます。以上で、報告第 7 号、令和 2 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。企業債が1億、令和2年度で企業債を設けておりますけれども、これが2年、3年度に、2年度は全くしてない。そうすると、企業債利息というのが6パーセントか7パーセント以内とかいうのがあるわけですが、全く事業をしないのにこの利息をその分だけ払っていかないかん、非常に無駄遣いだというように感じるんですが、これはどう判断するのか、やむを得なかったのか、それとも、1年延ばして1億円借りる。そんなに利息、我々が預貯金したときは安いけども、借りるときは何パーセント以内というのがあるわけで、それ以内の中で安くてもどのぐらいになっとるか知りませんが、高くても6パーセント、7パーセントぐらいでしょうけれども、実際、町民から見て、この要らない支出をここでしとると。無駄遣いというように感じるんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）今回の通次繰越しにつきましては、工事のほうの契約はさせていただいておるんですけれども、今現在、まだ企業債の借入れはしておりませんので、繰り越して今年度借入れをさせていただく予定にしておるものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方公営企業法施行令第18条の2、第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第7号については、これをもって終結をいたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、承認第3号、専決処分をした事件の承認について、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第3号、専決処分をした事件の承認について。令和3年度海田町一般会計補正予算第2号につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する経費の増額の予算措置を行ったものでございます。特に緊急を要するため、4月19日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきま

しては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、承認第3号について御説明いたします。議案書は13ページをお願いいたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものを、同条第3項の規定により報告し町議会の承認を求めるもので、議案書14ページに記載のとおり、令和3年度海田町一般会計補正予算第2号について、令和3年4月19日付けで専決処分したものでございます。議案書15ページから17ページに補正予算の内容を記載しており、また資料2として専決処分した補正予算説明書を、資料3として事業概要資料を併せて提出しております。内容説明については、資料3の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分の概要によりさせていただきます。資料3をお願いいたします。事業概要は1に記載のとおり、子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯分を支給するためのもので、2の支給対象者に対し、3に記載のとおり、児童1人当たり5万円支給するものでございます。4には申請方法等、5として補正予算額等を記載しており、具体の歳入歳出補正予算額については資料裏面に記載のとおりでございます。以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像） これ、専決処分されておりますけども、緊急避難的な要素ということで。去年4月の終わりから5月にかけて、結構、専決処分されたときに、この議会でも問題になったケースがありますよね。専決処分をした後、3日か4日後に臨時議会を開かれた。そこで出してもいいものを専決された案件で、去年、執行部の方、特に町長のほうへ非難がちょっと出たように記憶しておりますが、これ、5月11日の支給でありながら4月19日に専決されていると。ですよね。じゃあ、3日あれば議会を開くことできるのに、なぜこれだけの、20日近い期間があるのに専決をしたのか、もう少し明確に分かりやすい説明をしてください。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 本給付金につきましては3月23日に閣議決定がされ、4月8日に7日付けの国の正式通知が町のほうにまいりました。その後にシステム改修等の費用が必要になりますので、見積り等を依頼して、4月19日に給付金の額とシステム改修の額が確定したため、5月11日に振り込むには臨時議会が開催が難しく、専決処分とさせてい

ただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）今言われたように4月19日に確定した、3日後の4月22日に臨時議会を開いてそれからやるいうことができなかつたんですか。その3日間の時間が取れなかつたんですか。だから、その後のところを分かりやすく説明してくださいと言っているのに、全くその説明をされていない。二十何日あるじゃないですか。約20日間。19日からね、5月の11日まで。その間、20日前後あるのにそれをあえて専決した理由をもう少し分かりやすく丁寧に、その20日間が我慢できなかつたという明確な理由を説明していただきたいんですが、いかがですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）この給付金につきましては、早期に予算を確保しまして、システム改修をする期間がございますので、その関係。後は5月11日に振り込みはするんですが、その電算処理に約1週間程度かかりますので、そういう日数を勘案して専決処分をさせてもらったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）説明になってないでしょう。5月11日から1週間なら5月4日でもいいわけでしょう、極端な言い方すると。5月4日、連休の最中です。システム改修ができてもう準備ができたから専決かけたとおっしゃられているんです。それ、3日遅らせたけんってそれ何があるんですか。全くそれで支給できないんですか。その説明がなされていないですよと言っているんです。本来であれば、先ほど財政課長が言ったように、緊急避難的な要素ですよ。去年も、これ、コロナの問題で、これ、もめたわけでしょう。こういうのを、臨時議会を開かずに専決されたということで。それを、同じことをこのコロナの関係で開くんですか。それならばきちんとした、その3日間が待てなかつた理由を明確に説明してくださいって、さっきから申し上げているんですが、その答えが全くないんですよ。これ、どっちか言うたら、担当課の財政がそれを認めた理由が、明確に、それもないんですよ。もう少し納得できる説明をしていただけないでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）繰返しになりますが、資料3の5の補正予算額等のところにも記載のとおり、児童手当の支給情報を基に可能な限り早期、5月11日に口座振込をしようと思うと、逆算すると、先ほど言ったゴールデンウィークもありますし、その間に口座振替

のための手続き、その前段としてのシステム改修の契約を締結してから、システム改修に要する日数、事前準備等を勘案すると、専決処分をする必要があったというところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論を終結します。これより承認第3号について採決を行います。

お諮りいたします。承認第3号について、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第3号についてこれを承認することと決定いたします。

この際、暫時休憩します。再開は10時15分。

~~~~~○~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、議長より申し上げます。一般質問に入る前に再度申し上げますが、執行部におかれましては、質問の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れなきよう、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。また、議員の皆さんにおかれましては、質問の際に通告内容から外れることのないようお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問いたします。

まず1点目、ふれあいバスについて。昨年から町内を2ルートに分けて運行しております。利用状況はあまり良くないように見受けられますが、前年度と比べていかがでしょうか。特に、北ルートは乗客が少ないように見受けられます。それと乗換えが高齢

者には不便だとの声もあります。土日運休もイベントが再開すると、行くための交通機関がないとも聞きます。果たして、小型バスを導入したメリットがあるのか疑問であります。以前のような形態に戻してほしいとの声がたくさんありましたが、再検討をすべきではないでしょうか。

2点目、庁舎移転後の各施設の利用についてです。新庁舎の建設がいよいよ始まっています。町民の期待も高まっていると思います。現庁舎の跡利用について何か計画はありますか。提案ですが、防災倉庫も兼ねた避難所にもなる高齢者や地域住民が集える建物を建設してはどうでしょうか。もちろん、西国街道を歩かれる方の休憩場所にも活用してもいいと思います。加藤会館や保健センターはどうされますか。旧公民館もあのまま放置しておくのはもったいないと思いますが、何か考えはありますか。例えば、コインパーキングのような活用もあるのではないのでしょうか。以上2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問に答弁いたします。

まず、ふれあいバスについての質問でございますが、利用状況については、令和2年度の利用者数は2万7,015人で、令和元年度の4万537人と比べ、1万3,522人の減となっております。2ルート運行が始まった令和2年12月以降については、前年度に比べ、1日当たりの利用者数は減少していますが、令和3年3月には1日の利用者数が前年度並みに回復したことから、12月以降の利用者数の減少については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染拡大防止集中対策の影響が大きかったものと考えております。乗換えが不便になった点については、当初からある程度想定しておりましたが、アンケート結果に基づき、海田市駅までの速達性の確保及び住民の生活利便性向上を図るとともに、以前から要望のあった非カバー地区への延伸のため、大型バスが通ることができない幅員の狭い道路を運行するため、小型車両を導入し、2ルートに分けて運行することとしたものでございます。また、土日運休については、本町の負担が大幅に上昇するため、利用者の比較的少ない土日を運休することとしたものでございます。ルート変更後1年を経過し、現在のルート検証を行った後、令和5年度の新庁舎移転に合わせて、循環バスの運行ルートを見直す必要があることから、住民アンケート等を実施し、海田町地域公共交通会議でより良い公共交通の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、庁舎移転後の各施設の利用についての質問でございますが、これまで旧

海田公民館の駐車場を新公民館の第2駐車場として活用しつつ、織田幹雄スクエアや西国街道等の利用状況を考慮し、有効な活用方法を検討すると答弁しております。しかしながら、新型コロナの影響でイベントを中止するなど、十分な活用ができてないことから、コロナ収束後の利用状況を確認しながら、総合計画に記載した民間資本の活用などの有効な活用策を検討してまいります。また、本格活用までの間、コインパーキングとしての活用といった御提案をいただいておりますが、議員御提案の方策を含めて、効果的な方法を研究し適切に管理してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、再質問をいたします。まず、ふれあいバスでございますが、令和2年度、コロナの影響もあってかなり減っております。私が聞きたかったのは、2ルートが始まってからいわゆる小型バスで運行されている北ルートについて、利用状況がどうなのか、具体的には数字を挙げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）北ルートの1日当たりの平均利用者数ですが、12月から今年の4月までは、1日当たり29.1人となっております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、1日5便ですから、平均すると、1台当たり5人ぐらいですか、6人か、ということになります。私よく見るんですけど、海田市駅を出て、うちの前を通るんですけど、乗っておられるのをあまり見たことがないんですよ。大体1人か2人ぐらいしか乗っておられません。これ、ずっと回って国信のほうを回るんで、そちらのほうで多分乗られるんだと思うんですけど、海田市駅とか、例えば旧国道の新町の真田会館の前とか、その辺の乗車状況というのは把握されておられますか。もし分かれば教えてください。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）バス停でどのぐらいの方が乗っておられるかというのは把握はしておりません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）真田会館の前、私、いつも仕事で通るんですけど、バスを待っておられる姿をいまだ一回も見ることがないんですよ。非常に利用状況が悪い。それと、この前

の選挙がありました、町議会議員選挙が。そして、いろいろ高齢者とお話しするのに、特に上市とか中店の高齢者の方は非常に以前に比べて不便になったと。上市の辺から総合公園なんかに行こうとすると、東公民館のところで乗換えをしなくてはいけないんですね。その乗換え時間が、朝 8 時の便だと 15 分か 20 分ぐらいであるんですけど、その後の便だと、1 時間とか待たなくてはならない。それに土日に行きたかったりすると、便がないと、足がないというふうにおっしゃられます。できれば、前の 1 ルートのほうが良かったというふうに言われるんですけど、これは国信の辺とか新町の辺に行くとなると、小型バスしかできないので、これで見ると、この利用状況を見ますと、今の中型バスでなくて全部小型バスでも行けるんじゃないかというふうな人数でございますが、それについては見直しをされるということですが、アンケートは 1 年経ってからされるように、ここに書いてありますが、早めに今年の夏ぐらいにもアンケートをしていただけるお気持ちはありませんか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）現在、北ルートだけで 1 日 9 便の運行をさせてもらっておるわけですが、なかなか人が乗っているのを見ないという御指摘、不便だから乗らないとか時間が合わないから乗らない、いろんな、それは理由があるとは思いますが。昨年の 12 月にルートを変更させていただきまして、すぐにコロナの影響というところではあると考えておりますが、非常に乗降客数が落ちたということも事実でございします。まずはこのコロナの影響というのが取り除かれて、はっきりこのルートが皆さんにとって受け入れられるルートなのかどうかというのを、まずは、1 年は見て検証して、町長答弁にあります来年度、乗る方又は乗られない方、そういう方も併せてこのルートがいいのかどうか、そういったところを聞いて、また令和 5 年のルート変更を目指してアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12 番（多田）この第 5 次海田町総合計画の中にも、住民ニーズを踏まえ、町内循環コミュニティバスの利便性の向上を目指しますと書いてありますので、是非便利になるように、アンケートもされて便利になるようにしていただきたいというふうに思います。

続いて、庁舎移転後の各施設の利用なんですけど、町長答弁の中には旧公民館のことしか書いてないんですが、現庁舎の跡、そして加藤会館や保健センターについてはここに書いてないんですが、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現庁舎跡地、旧公民館の跡地も含めまして、西国街道、織田スクエアの利用状況を踏まえまして検討すると答弁をしておりますので、それらも含めて、コロナ収束後に検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）一括した答弁なんですけど、まず、現庁舎の跡地につきまして、以前、西田町長が当選されて、地域まるごとオンリーワンというふうな施策を打ち出されて、その中で海田地区、西地区、いろいろこう4地区に分かれて、その中に、海田地区の中にこの現庁舎の跡を何か老人とか地域の人が集えるような施設にしたらどうかというふうな何か絵が描いてあったような記憶があるんですが、ちょっと今調べたんですけど、それは見当たらなかったんですが、町長、覚えておられますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）いろんな跡地につきましては、多様な活用ができる可能性を秘めたものということで、いろいろな活用が検討されるかと思えますけれども、事業の実施に当たりましては、議会にお示しをしながら検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この第5次総合基本計画の中に、この現庁舎も含めて取組の見込みというんか、目標というんか、そういうのが一応書いてありますが、現庁舎については民間資本の活用を基本に検討する、保健センターは関係団体による利用を含め、既存建物の有効活用を検討、そして旧公民館については第2駐車場として活用しながら、民間資本の活用を検討、加藤会館については既存建物の有効活用を基本に検討、これはここに検討と書いてあるので、まだ庁舎が移転していないので、庁舎が移転する前、恐らく1年ぐらいの間に具体的な検討されると思うんですが、これは、今からでも、移転するのは2年数箇月後にもう決まっているわけですから、今から検討されてもいいと思うんですが、具体的に一つずつ何か検討するというお気持ちはありますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、保健センターでありますとか加藤会館につきましては、まだ十分にその建物を活用できるものというふうに認識をしておりますので、その建物の活用について検討してまいりたいと考えております。現庁舎の跡地でありますとか旧海田公

民館の跡地につきましては、民間資本の活用を含めて検討してまいりたいと考えておりますが、その判断をするには織田スクエアでありますとか西国街道での利用状況、こういったものを考慮する必要があるかと思っておりますので、その辺の状況を見て判断してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）民間資本の活用というふうにおっしゃられますけど、簡単に考えれば、民間に売却して、民間が自由に使うというか、例えば住宅地とかいう形で、マンションとかいうふうに使うと考えられますが、これは今の公民館の土地にしても、現庁舎の跡地にしても旧国道沿いのかなりいい場所であります。売れば町の財源に寄与することは間違いありませんが、ただ地域の活性化という意味からすると、旧国道沿いに織田スクエアだけ残るという形になりますよね。千葉のお宅はあるんですけど、千葉邸はありますが、やはり、この地域の活性化ということを考えると、何か公共施設として残すべきだと私は思います。で、現庁舎の跡地については、ここに私が質問で書いておりますように、防災倉庫も兼ねた、そんな立派な建物じゃなくてもいいですけど、休憩所みたいな形で避難所としても使えるような建物を建てたらどうかというふうに私は考えました。で、提案させていただいたんですが、それについての答弁がありませんが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）御指摘の現庁舎跡地、海田公民館の跡地につきましては、まとまった大きさもありますので、公共で活用するとしても民間で活用するとしても魅力的な敷地ではないかというふうに考えております。で、これらを活用するに当たりましては、やはり、周辺で、町として活用すべきものがあるかないかというようなものも判断する必要があるかと思えます。そういったことを判断するに当たりましては、これまで答弁しているとおり、西国街道、織田幹雄スクエアの利用状況等も勘案すべきことだというふうに考えておりますので、それを確認してからまた検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）織田スクエアも開館して、休みが多いんですけど、利用状況等がまだはっきり分からない点もあるのは理解できます。ただ、ある程度、コロナが収まって、いろんなイベントが入ったりすると、当然、今の織田スクエアの駐車場では足りないとい

うことも考えられますよね。ですから、旧公民館の跡地については、私が提案したコインパーキングというのは一つの例なんですけど、例えば、県庁の駐車場のよう出入りにゲートだけを付けて、そして、今の役場、そして織田スクエアを利用された方は、例えば2時間無料であるというふうな、印鑑を押せばその無料で出れる。そのほかには1時間、例えば100円とか料金を頂くと。なぜ私が言うかということ、今の旧公民館の土地に駐車されている方、織田スクエアを利用される方もいらっしゃると思うんですけど、無断駐車をされる方もおるように聞いております。具体的には分かりませんよ。近所の人のうわさでは無断駐車をされる方もいらっしゃるよう聞いておりますので、できたらゲートを付けて舗装し直すだけだからそんなに費用はかからないと思うんですが、そういう形での公民館の跡地の利用、そして、現庁舎は、先ほど申しましたような利用の仕方をしていただければ、今の旧道沿いの旧町内の活性化というんか、そんなに、にぎやかなところが一遍に静かになるというふうなことにはならないと思うんですよ。ですから、2年数箇月後でございますが、もう今から検討されても遅くはないと思いますので、できれば早急に検討に入っていただく。そして、保健センターについては、ここに書いてありますような関係機関というふうに書いてありますが、一つの例としては、安芸商工会のほうに貸していただいて、そして、あそこを、例えばサテライトオフィスのような形で、創業された方、それに部屋をお貸しする、こういった形での活用もできると思いますので、その辺についても御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）周辺の施設の跡地の活用につきましては、これまでも議員の皆様方からいろいろ御意見もいただいております。そういったことも踏まえまして、効果的な活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）もう一つお聞きしますが、その検討はいつ頃始めて、結論というか、方向性としてはいつ頃までに出されるつもりかお聞きします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）やはり、この辺の検討を結論を付けるためには、織田幹雄スクエア、西国街道の利用状況を確認してからでないと決定できないというふうには考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それは、めどとしてですよ、いつ頃、検討される、移転はもう決まっているわけですから、めどとしていつ頃までにというふうにお考えなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）時期的なものは現時点では分かりませんが、コロナが収束をして、大規模なイベントが織田幹雄スクエアで開催され、その中で駐車場等がどれぐらい必要なのか、そういった見極めが必要であるというふうに考えております。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。自治体のデジタル化と地方自治についてお尋ねをいたします。

デジタル関連法案は、国・自治体・民間事業者間の情報提供促進のため、自治体の情報連携システムの標準化・共同化・集約化を図り、個人情報の流通と外部連携を阻む自治体ごとの個人情報保護制度を改変しようとしております。第204回国会において、いわゆるデジタル関連法案が審議されております。これは3月22日現在です。デジタル関連法案は、デジタル庁設置法案など大きく6法案で構成をされております。我が町にもデジタル推進課を設置されました。以下概略は下にありますので参考にしてみてください。その大きな問題としては、デジタル社会の定義、一つ目がそうです。二つ目は基本理念、三つ目は国・地方公共団体及び事業者の責務、四番目には施策の策定に係る基本方針、五、デジタル庁の設置等、六、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止などがあります。具体的にお尋ねをいたしますが、質問1で、デジタルの技術は、誰が何の目的でどのように使うのか問われていると考えますが、どのように行われますか、お尋ねをいたします。質問2、機械的に行えば電子機器によって温かみのあるふれあいの住民サービスができなくなるおそれがありますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。三つ目には、オンライン申請で窓口業務は便利になりますが、概略でもよいので、メリット、デメリットの特徴をお答えください。四番目、申請書作成時間の短縮効果について、現状では平均作成時間は1件当たり現状の平均約4分とされておりますが、どのぐらいサービスができるのか、お尋ねをいたします。五番目に、費用効果についてお尋ねをいたします。窓口における本人確認及び書面確認の所要時間2分と設定し、発行件数の多い4業務、住民票等の写しの交付や戸籍附票の写しの交付、戸籍謄

本等の交付、納税証明書の交付、の年間総件数に職員の人件費単価、1人当たり3,860円、H、時間ですけれども、掛け合わせて試算した他の自治体の例ですが、これは埼玉県自治体です。窓口受付、本人確認及び書類確認、のプロセスが自動化された場合、年間4,471時間が短縮されることにより、約1,726万円の人件費削減効果があったとのデータが出されております。ICTへの初期投資総額、投資額は2,800万円及び毎年の運用経費560万円を考慮すると、3年間で投資額は回収できる例があります。海田町ではどのような試算ですか、どのような見通しですか、お尋ねをいたします。6番目に、なりすましや情報漏えいのリスク、時間短縮だけではサービス低下もあり、他の自治体での実証実験結果は様々な課題を投げ掛けております。顔認識ではなりすましや偽造が防止できないことや、個人情報インターネットで伝送したり、パブリッククラウド提供事業者提供すれば、情報漏えいのリスクがあることも明らかになりました。これらの対応はどのようにされますか、お尋ねをいたします。7番目に、国は、オンライン化より先に窓口の無人化・廃止を狙う実証実験で検討すべき課題や問題点が示されているにもかかわらず、国はオンライン化より先に窓口業務の無人化、更には窓口の廃止を狙っております。総務省でデジタル化を担当する職員は、人が介在しなくても完結するサービスを目指していますが、窓口業務を無人化とすれば、職員は住民の権利に関わる重要な事務を行うことが不要とされてしまいます。どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。8番目に、セーフティネット機能を失わせてはならない問題です。自治体の窓口業務は、憲法に基づき、住民を最善の行政サービスにつなぐ役割があります。住民の中には、貧困やDV、あるいは虐待など様々な困難を抱えていても、困難を自己責任と捉えて公的機関に相談しようとししない人もいます。その点について町長はどのように考え、どのように進めていくのかお尋ねをいたします。質問9、デジタル技術の取扱いについては、国や一部の自治体当局だけで決めるのではなく、導入の是非や導入する場合の範囲、条件も含めて住民の熟議と合意で決めるようにしなければなりません。自治体の労使関係においてもデジタル技術の導入は労働条件に関わる重要な事項であることから、労使交渉で取り扱うようにすべきですが、どうですか、お尋ねをいたします。

次に、高齢者と雇用と生涯現役社会についてお尋ねをいたします。全世代型社会保障検討会議では、異例とも言える労働分野の検討が含まれました。高齢者を引退させず、彼らを雇用不安定化の手始めとして生涯働き続けさせ、負担を求め続けるという生涯現役社会に対する年金や医療、予防・介護のほか、これらを貫くテーマとして少子化対策

と併せて、労働と最低賃金が検討項目に挙げられました。国の社会保障政策に関する検討において、労働に関する項目は正面から据えられたことはこれまでなかったものです。雇用自体を不安定化させる方向性をはらむ改革であることも問題です。高年齢者雇用安定法の改正は70までの高齢者と限定されていますが、高齢者を業務委託や社会貢献活動など、保障の極めて乏しい、雇用という形ではない働きに追いやろうとしております。まずは、実験的に高齢者をフリーランス化に取り組ませてみて、これが軌道に乗れば、いずれ若年層や現役社会にも広く業務委託の形でフリーランス化を拡大する。つまり、高齢者を手始めに雇用を切り崩し、いずれ労働者全般に及ぶことになりかねません。労働者を雇用から切り離せば、企業は雇用責任とともに年々重くなる一方である社会保障の事業主負担からも解放されます。自助を強調されておりますが、大きな意味が含まれております。それは、自分のことは自分で、公助に頼るなということになります。せいぜい、今回認められた労災保険の特別加入制度ぐらいしかなく、被用者保険からも排除され、国保・国民年金のみ、あとは全て自己責任となってしまいます。これから進む生涯現役社会をどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

最後に、災害発生時の避難伝達についてお尋ねをいたします。2018年の7月の災害から3年が経とうとしておりますが、特に土砂流出があった三迫二丁目17から20番の地区では、防災無線、防災メール、防災ラジオ、町広報車などによる避難伝達が聴き取りにくかったりして不十分であったり、道路状況も良くなかったりしたため、避難場所に行けずに、結果的に屋内にとどまり安全を確保する屋内安全確保、待機又は垂直避難を余儀なくされました。三迫二丁目には幸いにも人的被害はなかったものの、今後の緊急の課題としてこのような地域の避難所、避難伝達体制をどのようにするのか、見解をお尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、自治体のデジタル化と地方自治についての質問でございますが、1点目については、本町におきましては、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画で示されていますように、デジタル技術やデータ、AIなどを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくために活用していきたいと考えております。2点目については、手続き全てを電子機器のみで行うのではなく、手続きの時間短縮などを望まれる方についてはデジタル技術

を活用していただき、人の対応を望まれる方については、従来どおり職員が対応してまいりたいと考えております。3点目については、まずメリットとしてはオンライン上で手続きを行えることにより、手続きのために来庁する必要がなくなることが挙げられます。デメリットとしてはオンライン申請を行うために、パソコンやスマートフォンを準備するなど申請環境の準備が必要となることが挙げられます。4点目及び5点目については、どのような形で自動化、デジタル化をするのが最も住民サービスの向上につながるのか、費用対効果やセキュリティ対策、デジタルに苦手意識のある方でも使いやすい手法などを含めて、今後、調査研究をすることから、現在のところ試算はできません。6点目については、各種手続きの電子申請については、広島県及び県内全市町共同利用の電子申請システムやマイナンバーカードを用いた国の運営するマイナポータルなど、公的機関が運用するシステムを活用するとともに、電子上の本人承認のツールとなります。電子証明書による本人確認などを行うことで、情報漏えいやなりすましなどへの対応を行ってまいります。7点目及び8点目については、現状でオンライン化により、全ての窓口業務が無人化できるとは考えておりませんが、議員御指摘のとおり、窓口業務、特に相談業務については重要な業務であると考えております。オンライン化を含めたデジタル化で業務を効率化することにより、業務負担の軽くなった職員がよりサポートを要する方への対応を行うことで、行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。9点目については、デジタル技術の導入は、効率化した業務に係る人的資源をその他の行政サービスの更なる向上にすることを目的としており、現時点において職員の労働条件の変更を生じるものではございませんので、労使交渉は必要ないものと考えておりますが、新たなデジタル技術の導入に当たっては職員間で十分に議論しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者と雇用と生涯現役社会についての質問でございますが、少子高齢化が急速に進展し、人口が減少する中で働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図ることは重要なことであると考えております。就業ニーズなどに応じて、シルバー人材センターや新たに開設されたハローワークの生涯現役支援窓口の情報提供を行ってまいります。

続きまして、災害発生時の避難伝達についての質問でございますが、まず避難伝達体制につきましては、避難情報が聴き取りにくかったことを踏まえ、これまでの伝達方法に加え、素早く災害情報にたどり着くための町のホームページの変更、早期に災害発生

の危険性を察知するための災害ライブカメラの設置による見える化、報道機関と災害協定を締結することによるテレビでの避難情報の放映など、平成30年7月豪雨以降の避難情報伝達体制の拡充に努めてまいりました。今後も防災教育を通して、災害発生前にどのような情報を確認すれば良いか周知していくとともに、新たな情報伝達手段についても調査研究をしてまいります。また避難所につきましては、道路状況が良くないため、避難所へ行けない場合など、屋外が危険な場所には避難所へ避難することが避難だけではないこと、自宅や親戚、知人など安全な場所への避難も選択肢であることを、広報や出前講座などを活用して広く周知してまいります。

失礼いたしました。最後のところの、屋外が危険な場所と言いましたが、場合には避難所へ避難することだけが避難ではないこと、というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず最初にお尋ねしたいのは、町長は施政方針の中でこれを述べておられますね。これは21ページにありました。それから予算書の概要で、25ページに、このデジタル推進課のことで述べられて明らかにされましたけれども、これらを含めて地方自治体がIT、いわゆるデジタル、企業も含めて。このことの認識はなぜ9月に決まるのに、今年の9月にデジタル化の法案が決まる予定ですけれども、なぜこういうニュースを得て早く設置されたのか、先にそれをお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）デジタル推進課の設置につきましては、これまでも海田町におきましていろんなデジタル化を進めてくる中で、そのデジタル庁が必ずしもできるからという部分だけではなしに、もっと住民の皆さんの利便性向上ということを考えたときに、やはりデジタル化というのは必要ではなかろうかと、そういう議論の中から早めに設置をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それはそういう答弁かもしれませんが、調べてみると、デジタル庁は総理大臣、首相がトップにした内閣直轄組織である。いわゆる、今まではマイナンバー、これは総務省でした。ところが、今回、デジタル法案のデジタル庁は、総理大臣、首相が直轄でやるという、これがすごい権力を持って行おうとするところに大きな問題がある。もちろん、メリット、デメリットもあるでしょう。あるけれども、個人のこうした情報について、非常に守っていかなければならない問題も出てくるわけですね。ここと

の関係が大きな問題になってくるわけです。この、どう言うんかね、地方自治体の本来の役割、これに照らし合わせてみても、個々一人ひとり違うんですよね。これをいわゆるマイナンバーによる、あるいはカードによる問題で、全部把握ができる。ここに問題があるんですが、これはどのように考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）今回の法案につきまして、個人情報侵害されるおそれがあるかどうかという御質問ですが、デジタル社会形成基本法におきまして、基本理念の中で情報の活用等により個人及び法人の権利利益等が害されないようにしなければならない旨、また、施策の策定に係る基本方針においても個人情報の保護を規定してありますので、今回の法施行に当たり、個人情報が侵害されるようなことがないと承知しております。また、本町におきましても、これまでどおり個人情報の取扱いについては慎重に行ってまいるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁はそう言うでしょう。しかし、いろんな考え方があったり、いろんなやり方があったりするわけです。そうすると、具体的に言いますと、例えば、窓口で申請書を作成して、これを手書きで書いて、申請書を出して、本人と対面をして、また書類を確認をしていろんな交付をするわけですが、マイナンバーカードを利用してデジタル化になると、タブレットあるいは顔写真、これを認識しながら画面に入力をして、タブレットから本人入力で文書が交付されるということに、このデジタル化法案の中にそれが仕組みれておるわけです。そうすると、いろんな個人の問題の温かみ、あるいは行政でやるべき本来の住民の安全、健康福祉を増進させるというところにつながらない。考え方によってはつながるという人もおるかもしれませんが、私は冷たい行政に変わっていくというように思うんですが、その辺は、まだ法案ができてないから答弁が難しいと言われればそうかもしれませんが、ゆくゆくはデジタル推進課は、何の目的で、じゃあ、それをやるのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）住民の皆様がそういった機械でのみ対応するのがいいと思われるのであれば、それも、一つ、ありだろうと思うのですが、実際に、やはり人に対応してもらいたい、そういった住民の方もいらっしゃると思いますので、そこら辺はデジタルを推進していく中でも、人の対応、そういった要求がある限りは職員が対応するように、そ

ういったことはしてまいりたいと思います。タブレット等で情報入力して、その通信の間に情報が漏れたりという危険性も当然あることではございますので、そこは国のガイドラインに沿ったような形でセキュリティを確保しながら、デジタル化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは、まだ未知のことで分かりにくい点もあると思いますが、しかし、行く先はほぼ大体見えておるんですね。町がそういうデジタル化、利便性はものすごい高いんです。使い方に問題が発生をしてくるという問題が出てくるわけです。そうすると、デジタル化によってオンラインという形で、インターネットや、あるいは遠隔操作、あるいはクラウドでデータを管理をする、これが、実際は町だけでそれができるのか、それとも県や国が対応して、法案の中でそれを位置付けて開示できるようにするのかどうか、未知のことですから、私が想定してこうなるだろうというように思うんですが、その辺はどうお考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）個人情報の保護やデータの一元化、データの管理につきましては、今後、これまでどおり、情報の一元化をするものではなく、国や地方自治体それぞれにおいて引き続き情報を保有していくことを考えております。また、システムやルール標準化、共通化をしていくことによって、データをお互いに利活用していくものになると承知しております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）発言というか、答弁は分かりますけれども、これが推進していくと、非常に拡大をするおそれが十分考えられます。一つにはデジタル庁を柱にして、個人情報あるいは行政の手続き、押印の廃止や必要なデジタル社会の法の整備を行って、マイナンバーをいいようにも活用するが、悪いことにも活用すると。全て個人の情報を国が握ってしまうという、こういうシステムにつながってくるおそれがあるんですが、その点はどう考えますか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まだ、国から、はっきりどういった情報の管理をするかというようなことも明確には聞いておりませんので、大変申し訳ないですが、答えにくいところではございますが、町のほうで管理する情報につきましては町のセキュリティポリシーをし

っかり守りながら、個人情報の保護には努めてまいりたいと考えております。また、国のほうは国のほうでそういった個人情報の保護というものを考えられて、市町村に示されるものと考えておりますので、そこら辺は情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）現在は、社会保障と税と災害の問題が対象で、マイナンバー、これが今活用されておるわけですが、しかし、一般報道あるいはいろんなマスコミ等々で情報が入ってきとるのに、預金口座であるとか、あるいは公的な給付金の受け取り、あるいはさっき言った災害の問題であるとか、預貯金、自動車の免許まで大量の全ての情報が、国や自治体が把握するような方針に変わっていく、こういう状況なんですが、これは町としてどう見ておられるのか、どう執行されるのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そこら辺につきましても明確にどういったことをされるかというのを示されているわけではございませんが、今回のコロナ禍において給付金を10万円給付するのに時間がかかるとか、そういったことから、いろいろな手法を、口座番号とマイナンバーの結び付けというようなこともいろいろ考えられて、今後、いろんなものに拡大していくということは当然考えられることでございます。ただ、それがセキュリティのない中で広まっていくというのは大変問題であると考えておりますので、そこは十分に国のほうにも議論していただいて、ガイドラインなり示していただければと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かるんです。答弁は分かるんです。想定で私も話していますから。しかし、その根拠はいろんな学者がちゃんと調査をして、政府の狙っているところ、あるいは高級官僚がこのようにするという、そういう情報の下で私は発言をしておるんです。そうすると、このオンライン化を窓口にして無人化をする、いわゆる廃止をして、町はしないと言うけども将来は廃止をして、デジタル化を担当する職員がいなくてもサービスができるような方法をやっていく。そのことによって、IT産業、ものすごいもうかっとなる。今回のコロナの問題でも、世界の5大のIT産業はもうかっとなる。言えいうたら、ようけあるんで難しいんですけれども、日本じゃないんですね。かなりのそういうところがありました。言ってみれば、ここにあるんですけれども、ア

ップル、バイファーマイクロソフト、フェイス、グーグル、アルファベットとかいう、こういう5社、6社というのが全国にこういうコロナを代表にすごいお金を、どういうん、左右しながら利益を上げておるとというのが現実なんです。そうすると、これがどんどん広がって、デジタル化で高度がアップするというんか、精度が高くなると、これでもいいわということで、将来は、窓口業務は人が要らなくなって、あるいは、ここが一番問題ですが、窓口業務の無人化を想定しながら、民間委託にすることもできるというのがあるんですね。ここまで到達するような、そういう法案なんです。町長は一生懸命、施政方針やいろいろ、推進課を作ってますね、その下準備、私はしているというように感じるんですが、町長自身はこのデジタル化と今の海田町のデジタル推進課をどのように見られておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、デジタル化するに当たって、相談業務とかそういったものを無人化して切り捨てる、そういったことは住民サービスの向上にはつながらない。まず、デジタル化を推進するという意味は、やはり住民の皆様の利便性向上、そこに住民サービスの向上、そこにあるかと思しますので、そういったことが切り捨てられないような形で本町は進んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後に聞きますがね、今、デジタル推進課はTDFを中心に行うという、町長の施政方針の中でありましたけれども、実際の仕事はどういう方法で今はやっておいでですか、お尋ねします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）デジタル推進課としましては、今後、新庁舎開庁等に向けまして、デジタル技術の選定のほうを進めていきたいと考えております。まず各部署から選抜した委員による町内デジタル化推進会議を立ち上げ、全庁的横断的視点から住民サービス向上や業務効率化に資するデジタル技術について調査、検討し、選定してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の内容はほぼ絞られた内容ですよ。歳入から見れば、22款か23款ありますね。歳出は12、3款ありますけれども、これらを対象にしたTDF、これらを行政の対象にしておるのかどうか、将来するのか、そのことによって全部それが把握でき

るんですよね。財政の問題からこのいろんな問題含めて、個人の情報も含めて、全部それができるようになるんですが、その下準備と、私、考えるんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原） デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） 議員御指摘のとおり、今現在、デジタル化に関することで予算のほうはいただいております。今後、先ほど申しました検討委員会等でこういった技術を導入していけば良いかということを検討させていただきまして、そちらにつきまして、住民サービスの向上等に資するものがございましたら、予算化等で議員の皆様にお諮りしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） デジタル化を推進するためには、非常に個人情報が入りやすいところなので、強くそれを守るための方策、あるいは方針、施策、これを求めて終わります。

次に、生涯現役社会についてお尋ねをいたします。100歳時代といって、いろんな行事、あるいはいろんな施策をやっておいでですが、一番の問題は高齢者が安心して暮らせる社会のことを言っているんですね。私もその立場で発言を、高齢者と雇用と生涯現役社会、これで私はもう、発言の中身なんです。要するに、高齢者が生きやすい、安心して暮らせる社会を作っていくためにはどうするかということを行っているんです。今のままでは、年金は、国は7兆円削減をして、それ以上の計画はストップをさせる。減らない年金、頼れる年金にしなければなりませんけれども、これらを含めて、生活が非常に苦しくなる。今度、また9月には後期高齢者は1割から2割に引き上げられる。こんな状態を進めようとしておるわけですが、これらの問題について本当にお年寄りが生涯現役社会、まあ、働けということよね。働いたら、企業がものすごいもうかるんです。なぜかというと、難しくなるんですけれども、企業がもうけるのは人が働いて、その働いた分の6割、7割しか費用がかかってない。あとの4割、3割は利益になっとるんですね。で、そのうちから年金を掛けたり、医療を掛けたりして、6割ぐらいの給料であとはもうけだということにつながるわけです。60歳で定年退職する。そしてその後、70まではなかなか年金が100パーセント出ない。非常に老後に対して冷たい社会、現役の労働者と同じような扱いだけども収入は入ってこないという、こんな状態が進もうとしておるんですが、町長はどう考えるのか、お尋ねします。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）生涯現役社会というところで、今後、国のほうも進んでいる状況でございます。本町といたしましては、高齢者の皆様がまず健康で安心して暮らしていただけるよう、医療であるとか、今でいうと、感染症対策等を早急に進めているところでございます。この辺りを踏まえまして、安心して暮らしていただけるよう、国や県等にも要望してまいりますし、町でできることはしっかりと早急に取り組んでまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁、おっしゃることよう分かります。私も想定をしながら、あるいは今から進もうとすることを質問に挙げていますから、なかなか答弁に具体性が出てこないというのは分かります。けども、方向としてはその方向に向かっていることについて何とかしなければならないという提案なんです。高齢者が安心して暮らせる社会、いろいろ比べると、1980年代は65歳以上は医療費無料化でした。介護保険もなければ老人保険もない、後期高齢者もなかった時代、65歳以上は全部無料でした。しかし、消費税ができたばっかりに、法人税が42パーセントから現在は23パーセントまで下がる。挙げ句の果てには、消費税、還付税といって、海田税務署が赤字になるほど輸出産業にはもうお金を払い戻しておる。ここにね、やっぱり問題がある。企業と一緒に人間が生活をしていくのに、なかなかそれがなっていない。町長、唐突に言ったら答弁できんと思うけども、憲法3原則、知っとしてですかね。言えいうたら難しいから私が言いますが、一つは国民主権、二つは人権的尊重、三つ目が平和主義、今見たら全部それ逆ですよ。資本家が中心の世の中になっとる。大企業がもうけるだけもうけて、海外へ出てもうけた分が労働者に回るかいうたら回っていない。逆に、国民は低賃金で格差社会が広がってくる。医療や介護についてはどんどん悪くなってくる。二つ目の基本的人権の問題、これも格差社会の下でなかなか生活が苦しい。年間200万円前後の収入の人が1,100万人おる。そのもとで家を建てたり、あるいはいろんな支出の下で苦しい生活をしとる。平和の問題についてはもうコロナの問題よりも軍事費をどんどん拡大をしとる。削ろうとしない。今、沖縄が大きな問題になって、いろんな運動が起きるから、今一番強いのは岩国ですよ。岩国が一番軍事費を強化をしながら、中国山脈をやっとる。そういうお金を、本当に、暮らしのほうに向かっていったらどれだけ豊かな生活ができるか。私はそういう社会を望む。そう言うと、外国の今の条件の下では軍事費を拡大せないかんとか、そんな答弁が返ってくると思うんですけども、それは政治じゃないでしょう。政治家は、やっぱり軍事費を削って、そして、人が人を殺すのは間違い、人を助ける社会を作ってこ

そ、初めて政治家の役割をするわけで、今、憲法で言う3原則の第一の主権者は国民じゃないですよ。1パーセントも満たない資本家がすごいお金をもうけて、単年度では赤字になるところもあるが、10年、20年の内部留保金はこれまで最高です。逆に、国民は生活がものすごい苦しくなって、朝飯も食わずに、あるいは2か所、3か所、かけ持ちで仕事をしているところがいっぱいある。こういう社会をやっぱりやめさせていくその方針を、町長が打ち出さなければならないと思うんです。それが地方自治法でいう目的なんですよ。町長、その生涯現役社会の問題については、将来、どうしよう思うのか、国や県の言いなりになって進めようとするのか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）生涯現役社会に向けて、本町といたしましては、答弁にございましたように、しっかりと、働く意欲のある高齢者の方々に情報提供、また企業等の情報等についてもハローワーク等と情報をしっかりと伝えていきたいと思っております。高齢者の皆様が安心して暮らしていける社会になるよう、本町においてできる医療であるとか介護、そういう問題について、またコロナ禍の中で経済的な不安も抱えられている高齢者も多くおられると思います。しっかりとそこに寄り添いながら、本町でできる取組をしっかりと続けてまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）現状はよく努力していることは認めますし、そのようになっております。しかし、実際は非常にもう貧困化が続いて、なかなか生活苦があって非常に暮らしにくくなってくる。その中で100歳時代を迎える。今、海田町では人口が増えているけれども、ひとり暮らしの人口も増えています。やっぱり、そこも面倒を見てあげなかったら、非常につらいというか、情けない政治が続いたなという、私はそういう感じがするわけです。是非、今の現役社会の下で高齢者が死ぬまで海田町に住んで良かったというようなまちづくりの推進を求めて、これを終わります。

次に、災害発生時の伝達事項について、ここに写真も載せておりますが、たまたま被害者がなくて良かったんですが、避難の仕方の問題について再検討はどうされておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在、西地域におきましては、呼び掛け体制づくりを積極的に行われているというところで、30年以降、県のモデル地域に指定されております。これによっ

て、自主防災組織による呼び掛けを、体制づくりを充実させて、現在、防災知識の普及、そういったところに力を入れて推進されているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それは分かるんですよ。それはもつともだと思う。私は時期にもよる、時間にもよる、いろんな条件にもよるんですけども、命を守ることが一番の避難だと思うんです。その避難が今までどおりではちょっと不十分だなというのが、この間の3年前の教訓なんですよ。そこら辺から認識はどう変わっとるのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在、地域におきましても全体的にもそうなんです、高齢者の方々に避難しやすいような呼び掛け体制づくりとか、あとは、実際にはいろいろ情報の発信の在り方の見直しをしております。町内放送、あとは防災メール、町内の防災電話、あとは自動応答装置、テレビ等々と協定などを結んで、そちらのほうの発信、またインターネット系ではございますが、ホームページ、ライブカメラ、ライン、気象庁の発するそういったホームページ、そういったものも、今回、広報のほうで特集号を組みまして、皆様に周知している、そういったところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私が言いたいのは、広報あるいはいろんな形で災害時に連絡をするわけです。町長、何回も、答弁にはないけども、今まで命を守ることが最大の避難じゃということが言われておるんですね。避難の方法の伝達の仕方、町内放送で避難場所だけ言われるようなやり方は、私は教訓が生かされてないというように考えるんです。これについてはどう改善するのか、これ、今お尋ねしたんですが、私にとっては不十分です。どうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員お尋ねの避難の方法、これの伝達ということだろうと思うんですが、災害時におきまして、災害発生するような状況でこういった方法で避難をしてくださいということよりは、それ以前に情報収集をしてもらって早めに避難というのを町として住民の皆様に出前講座等を通じて、防災教育をさせていただいておるところでございます。そういったことを広めることによって、事前に安全な場所に避難できるものと考えておりますので、発生しそうなときの避難というよりは、その前段で海田町は防災教育を進めておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かりますよ。分かりますが、タイミングというのがあるんですよね。豪雨のときはもう1時間単位、あるいは2時間単位で、それが発表したり、結果的にはそれが現実被害を被る状況に移り変わる状況ですね。ですから、豪雨の2時間前に避難所に行ってください、家で準備していろいろやって30分はかかる。それで歩いて、1キロ、2キロ、まあ2キロまでないかも分かんけど、2キロ以上歩こう思うたら、雨がものすごい降るとるんですよ。道路も川も何も分からんところに避難所へ行けといったって、それは無理でしょう。それが教訓なんですよ。私が言いたいのは、避難をするのに避難場所を中心に呼び掛けるんでなくて、命を守ることを先に呼び掛ける、そして落ち着いたら避難場所に来てくださいと。この方向に変えていかん限りは、また同じことになりやせんかなというように感じるんです。もうあの豪雨の中で町内放送聞こえない、私、自治会の会館の中に詰めておりましたが、何人かは来ましたよ。カウントは取らんかったけど。でも、それによって、町民の皆さんは安心しておられる。だから、私が言うのはもう身を守る、命を守るためには高台に行くとか、あるいは隣近所でお邪魔をするとか、そういうことをね、やっぱり教育せん限りは、平常時は違うよ、平常時は歩いて行ってもいい思うけども、豪雨のときに下から雨が上がってくるような豪雨に、それ、避難場所に行けということ自体が自殺行為ですよ。自殺行為を、町が町広報で案内をするような状況は大きな間違いじゃというように私は思うんですが、そこら辺の改善はどうされるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、何点か御質問がございまして、その回答を一つずつ。まず避難の考え方というようにところが一番始まりましたが、実際に避難の在り方自体もいろいろ国のほうも変わってきております。在宅での避難の推奨であったり、安全な場所も選択肢であると、そういったようなところでいろいろお伝えして、私どもも発信しているところでございます。また、避難の呼び掛けの難しさというようにところで申しまして、実は他の自治体も同じような悩みがございまして。声掛けをしても実際には避難ができていない。そういうふうな呼び掛け体制を構築しても、なかなか実際にはなかったと、そういうようなアンケート調査も出ております。実際には正常性バイアスが働いて、私だけは大丈夫、自分はそういうふうな対象じゃないというようにところも考え方がありますので、この辺りを一つずつ分かりやすく、防災教育などを広めて、皆さんに分かつ

ていただく。そういった意味で新しい講座を推奨しております。そういう意味では情報の取り方であったり、見方、そういったものも少人数でも構いませんので、言っていたければ、寄り添いながらも一生懸命説明させていただこうと思っております。また、三つ目に避難場所の御質問でございましたが、実は昨年度の6月に、地域の自治会長さんのほうから相談を受けました。今さっき、先ほど出たように指定避難所であれば、一定距離がございますので、少し中間地点に休憩させていただきたいというようなところの提案で、実際にそのとおりだと思ひまして、検討に入りました。ですが、その指定している場所がレッドゾーンに一部かかっているなかなか難しかった。そういうところで、じゃあ、自治会長さんにこちらのほうから、少し離れているけども、中間地点でホワイトゾーンがあるから、そこを借りてどうかというふうな感じのものも提案しております。しかし、地域住民の方が難しいというふうなところで、また、その同じ地域の中でホワイトゾーン、本当に数えるしかないんですけど、民間の宅に避難をしてはどうかというふうな形で御紹介しました。でも、なかなかの条件で難しかった、合意には至らなかった。そういう中で何回もそういうふうな、繰返ししながら、地域の方々の避難に関して、放置するのではなく、どうでしょうかというような目線を同じような形にして、ずっと話をしておるところでございます。何が一番いいのか分かりませんが、その避難のために惜しむのではなく、こういうのもあります、こんなのもあります、こういうふうな形で是非教育を深めていただければというような形で、どんどん発信をしているところなので、その辺りを御理解していただき、新しい避難の在り方とか、そして避難の仕方を学んでいただければと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりましたよ。具体的に、町民に呼び掛けるのに、あの豪雨みたいなのが続けば今度あったら、どのような方法で住民に徹底されるのか、例を言うてみてください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）先ほど来、繰返しにはなりますが、今現在、構築しております情報の発信です。早めの行動を取っていただけるような形でまず発信をします。その発信方法につきましても、先ほど来、いろいろ言ってますが、それ以外にもし先進のところがあれば、それを導入して早めにこちらのほうでも導入したいと思っております。そして、あとはその避難所の在り方、コロナ禍でもありますので、避難所のほうが密を避

けるためにいろいろあると思います。その避難所の整備、そういったところ、あとは備蓄なども含めて、その辺りで災害に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原） 課長、発信方法を具体的に答えてください。防災課長。

○防災課長（宮垣） すいません。まず、先ほど来の繰返しにはなります。まず、防災行政無線、放送を使います。聞こえづらいというふうな方であれば実際には難聴地域もございますので、今ラジオのほうをお勧めしているところです。あと、防災情報メール、こちらのほうも昨年度少しメールの不備がございましたが、構築し直しておりますので、その辺りも十分考慮して伝えていきたい。そして、防災電話でございます。そして、町内放送がもし聞こえない、ラジオも嫌だ、そういうふうな方であれば自動応答装置というものがございます。それで対応していただければと思います。あと、テレビでLアラート、あとは協定など結んでおりますので、優先的にそういうのが可能になるかどうか、まだ再構築は必要なんですけど、そういったテレビで使うと。あと、今、NHKなどでも私ども見ておりますが、NHKのGチャンネル、要するにそういうふうなデータ放送、そしてインターネット系ではホームページ、そして目印、先ほど来、出てきていますが、避難のスイッチという目印を近隣の方が思われています。要するに、防災教育も含めてそうなんですけど、あそこの岩が、水が増して、というふうな避難スイッチを持っておられる方もあると聞きましたので、その辺りをライブカメラによって確認していただく。そういった方法。そして公式のラインであったり、気象台のホームページ、もろもろのもので皆さんに発信していく、そういうふうなことを思っております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 答弁、御清聴ありがとうございました。これで終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩いたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9番、下岡議員。

○9番（下岡） 9番議員、下岡です。本日は3項目について質問します。

まず第1点目、海田東公民館建替えについて。第5次総合計画で住民アンケート等を

基に、今後の町の取組につき、満足度が低く重要度が高い地震、水害などに対する安全を優先すべき施策第1位と明記している。町は早期の避難者等、自助・共助を言う前にまず十分なキャパシティの避難所を準備すべきであり、全てはそこから始まる。1、町は今年度、国土強靱化地域計画を策定する。大規模な自然災害が多発する中、起きてはならない最悪のリスクシナリオを明確にし、回避するための具体策を定める。最悪の被害想定は瀬野川洪水ハザードマップが指摘する豪雨災害であり、平野部の大半が浸水し、高さ3メートルを超えると家は流され、命の危険が生ずると指摘している。海田東公民館は3メートル以上の浸水想定区域に立地しており、最優先で移転建替えをすべき町の施設である。見解を問う。2点目、総合計画の前期基本計画、令和3年から7年において、町所有の施設では、海田東公民館と図書館について再整備を検討するとしている。また、計画の推進力の1項目として、各事業の優先順位付けや目標年次を明確にするとの記載もある。東部地区住民からは、東公民館建替えを望む声が多くある。優先順位及び検討着手と完成目標時期はいつなのか問う。3点目、昭和47年完成の旧海田公民館は令和2年に移設建替えが完了している。昭和50年完成の現東公民館は検討計画に着手さえしない。やるというだけで実行する姿勢を見せない。完全に行政の怠慢であり、一体どういうつもりなのか、見解を問う。

大きく2点目、施政方針について。2月定例会で町長が行った令和3年度施政方針について問う。①今後のまちづくりについて、災害に強くコンパクトで利便性の高い都市実現のため、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定の中で、災害リスクの回避や低減のための防災指針を定めると述べた。また、市街化区域内の災害リスクの高い区域などについて、市街化の抑制を図るため、市街化区域から市街化調整区域に編入することを目的とした区域区分の見直し案を作るとも述べた。この度、町は海田町都市計画審議会に対し、居住誘導区域の設定を3案示している。A案は市街化区域から土砂災害防止法のレッドゾーンと工場集積地を除いた424ヘクタール、B案は更にA案からイエローゾーンを除いた285ヘクタール、C案はB案の中で公共交通の便利な駅から1キロ及び路線バス停留所から300メートル範囲の228ヘクタールである。この3案の内容は施政方針と大きく異なっている。言行不一致は看過できない。見解を問う。都市再生特別措置法では、居住誘導区域外で一定の宅地開発や建築を予定するものに事前の届出義務が生じ、町は調整に入ることができる。住民の財産権や居住権等の権利を簡単に制限できる制度導入は慎重であるべきだ。見解を問う。県内でこの立地適正化計画を作

成しているのは、広島市など広い面積を持つ8市だけで、町では海田町が作成中になっているだけではないか。必要性のないこの立地適正化計画を軽々に海田町都市計画審議会に諮ることは問題である。見解を問う。2点目、都市計画マスタープラン改定等を進める中で、海田東地区における新たな交通拠点整備に向けた検討を行うと述べた。総合計画の前期計画でも鉄道の項目で海田東地区で新たな交通拠点の形成とある。回りくどい言い方だが、これは地区の悲願でもある海田東新駅開設に行政として町を挙げて取り組むことの表明と受け取れる。そうであるなら、海田町発展のための大プロジェクトであり、町長が運動の先頭に立ち、事務局を役場内に置くくらいの体制を敷くべきと考えるが、見解を問う。3点目、施政方針の最後に、私は将来のあるべき姿に向かって何をなすべきかを考える云々とある。第5次総合計画の巻頭でも、英訳、バックキャストを使って、同じ表現がある。そう考えるのであればしっかりビジョンと戦略を具体的に示すべきではないか問う。まずは、上記②海田東新駅の実現に向けて、道筋と戦略を明示していただきたい。答弁願う。

3点目、執行体制について。4月から建設課では課長、土木係長が抜け、補充がない。住民に直接対応する窓口であり、最も業務処理量の多い課の一つである。果たして、この体制で建設課の担当職務をこなせるかは大変に疑問である。なぜこのような体制を取ったのか、これから先、どう対応していくつもりか説明を願う。差し当たり、下記事項についてどう対応するのか答弁願う。①災害復旧については、西ノ谷川本川、西ノ谷川支川、三迫川が未了であるが、終了見込みは立っているのか。また、出合橋高岸1号橋、西ノ谷川支川3か所の里道橋の架け替えはいつどのように行う予定なのか問う。②はなみずき通り近くの住民から、中店小学校線が矢野境まで開通した後に、はなみずき通りを大型車両が通行を始めたために、特に夜間振動が大きく眠れない、調査の上対応してほしいの声がある。解決策を問う。3点目、三迫二丁目の串掛林道下の山際が、県が、数百メートルの長さ、5から6メートル幅で約30年前に急傾斜地崩壊危険箇所指定した。ここを町が移譲されて管理しているが、地区住民から特定の一部区間だけ数年置きに定期的に雑木の除去等手入れをして、ほかのところは放ったらかしている、不公正なやり方であり、行政に対する信頼が失われるの指摘がある。なぜこんなことになるのか、また、今後どう対応していく方針か問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

まず、海田東公民館建替えについての質問でございますが、今後の海田東公民館の在り方について、教育委員会からも検討する余地があると伺っております。第5次総合計画においては、海田東公民館について必要な機能を含め再整備を検討することとしておりますが、現在、改定作業中の土地計画マスタープランや新たに策定する立地適正化計画及び大規模自然災害に対するあらゆるリスクを見据えた強靱な地域づくりを目的として策定する国土強靱化地域計画の内容を踏まえ、今後の方向性を検討してまいります。

続きまして、施政方針についての質問でございますが、1点目については、海田町都市計画審議会でお示した3案は、国の都市計画運用指針に示された居住誘導区域の考え方の中から一定の条件の下に区域設定し例示したものであり、審議会の中でも御説明したとおり、これら3案の中から選択するものではなく、まだ検討段階でございます。現在、施政方針でお示したとおり、計画の策定作業を進めているところであり、防災指針の検討を進める中で、今後、都市計画審議会や策定委員会の皆様方の御意見をお聞きしながら、海田町の実情に合った居住誘導区域の設定を行ってまいります。次に、御指摘の届出制度については、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するためのものであり、居住権などの権利に対して制限を加えるものではございません。次に、県内における立地適正化計画の取組状況については、計画策定の対象となる都市計画区域を定めている20市町のうち、作成済みが8市、作成中又は入札予定が2市1町であり、既に半数以上の市町で計画の作成に取り組んでいるところでございます。本町においても、将来にわたって町の発展と持続性を維持するために必要な計画であると考えておりますので、都市再生特別措置法第81条第22項に基づき、都市計画審議会の御意見をお聞きするものでございます。2点目と3点目については、都市計画マスタープランの改定や立地適正化計画の策定作業を進める中で、海田東地区における新たな交通拠点の形成の検討を行うこととしており、更なる町の発展のためにはどのような機能や施設が必要であるかを明らかにし、実現可能性の検討も含めた課題整理を行ってまいります。今後、その検討結果を踏まえ、必要に応じて、より詳細な調査や計画づくりを段階的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、執行体制についての質問でございますが、土木技師である職員から3月に辞職願が提出されたことから新年度における人員確保ができず欠員を生じたため、このような体制としたものでございます。今後の対応といたしましては、土木技師を10月1日に採用して人員確保する予定で、5月19日から募集を開始しているところでござい

ます。次に、1点目の災害復旧については、海田町が災害復旧を担当している西ノ谷川支川、三迫川の道路災害復旧箇所のうち、三迫川以外は一部を除き今年度内に完了する見込みが立っております。三迫川については受注業者の工事進捗を図るため、協力業者の確保等についてできる限りの支援を町が行うなど、今年度内の完成に向けて鋭意取り組んでまいります。また、広島県が担当する箇所については、本年度内の完成を強く働きかけるとともに町として地元調整にこれまで以上に関与するなど、早期の工事着手に向けて連携してまいります。また、里道橋の架替えについては、3橋のうち2橋の設計が終わってないため、橋りょう形式や架設位置等の詳細な内容については検討を進めてまいります。工事については、今後、上流で計画されている広島県の砂防えん堤工事の工程に係る協議を行ってまいりますので、その中でスケジュールについて検討をしてまいります。2点目については、要望者や地元住民への聴き取りを行った上で、既に応急対策を実施しております。今後は応急対策の効果を踏まえ、適切に対応してまいります。3点目については、要望のあった箇所を適宜現地で確認し、実施の可能性と対応する範囲を決めております。御指摘の箇所についても同様な考えの下に実施したのですが、今後は議員からの御指摘も踏まえ、可能な限り、近隣住民の声を参考に対応をしてまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） まず最初に、再質問ですけれども、今の東公民館の関係で、先ほど佐中議員も避難体制、避難の情報伝達等について質問がありましたけれども、そもそも避難呼び掛けて、どれだけの避難者を受入れできるのか、そういう点について、果たして大規模災害を想定したときに足りないんじゃないかという懸念を私は持っています。土砂災害あるいは瀬野川の氾濫、その中でも一番最大のリスクはここにも書いていますように、瀬野川の氾濫だと思っています。そこは今の国土強靱化地域計画の策定についてでも概要説明がありますけれども、その概要説明を読み上げると、大規模地震の発生や台風の大型化、集中豪雨の多発など、大規模な自然災害の発生によるリスクが高まっている現在、人命を守ることを最優先とし、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオを明確にし、これらを回避するために事前に取り組むべき具体的な施策を定め、地域社会が致命的な被害を受けることなく、迅速に復旧復興が可能となるような強靱な地域を確立することを目的として、国土強靱化地域計画を策定すると言われていているわけです。だから、最悪のリスクシナリオはまず何なのか、執行部としてどう考えるのか、私はそれが

瀬野川の氾濫だと思っています。平成30年7月の豪雨災害ですね、あのときの1日の総雨量は確か1日380ミリ程度だったと思いますけれども、そのときの今の瀬野川の状況というのは国信橋なんかもう橋桁のところまで水位が来てる。三迫川と瀬野川の合流地点、これ、蟹原に住んでおられる方が内水氾濫が始まったから避難しようと思って、今の三迫川の瀬野川のところの近くの川土手まで上がったら、もうバックウォーターというか、瀬野川が流れなくなってどんどん水位が上がってきて、今にも三迫川があふれそうになつとるということで、役場へ電話して、土のうを持ってきてそこを築いてくれと電話したけども、来てやってくれなかったけどもという状況があったわけですよ。380ミリでもうあふれんばかりになつとったわけですよ、三迫川。瀬野川だって、今の国信橋のところ、ほぼ橋桁近くまで来とったという情報があるわけですから。今回のハザードマップ、この春に作って、4月に全所帯配布された瀬野川洪水ハザードマップ、これ、水防法が平成27年に改正になって、それに基づいて国の想定で作つとるわけですけども、1日の想定雨量、これ699.8ミリ、700ミリですよ。700ミリの雨量想定したときには、当然、瀬野川は氾濫するんじゃないです。まず、そこはどういう認識があるか問います。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、洪水ハザードマップでいえば699ミリ、想定は瀬野川が破堤したというような想定で、このハザードマップのほうを策定しております。あと一つ、誤解があつてはいけないので、先ほど、最悪のリスクシナリオを執行部はどういうふうな形で思っているのかと、それをどういうふうに国土強靱化で反映させるのかというのが前段でございましたが、それぞれ最悪のシナリオが違っております。津波であれば南海トラフ、あとは洪水であれば、今言ったような想定699ミリの雨、内水氾濫であれば、瀬戸内海エリアで想定雨量のほうを超えたとき、また高潮、今年度作ってまいります、伊勢湾台風、そういったものを加味しながら、最大そして最悪のシナリオ、そしてそれをどういうふうに施策に生かしていくか、そういうものを作ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）それはあなたたちが、いろんな、例えば今の南海トラフの大地震で津波が発生したらどういう最悪のシナリオか、個々の災害に応じてシナリオを作るのはこれは当然の話だけでも、その中でも最悪町民に大きな打撃を与えるものは、その三つか四つの中で何なのかということを聞いているわけですよ。それだったら瀬野川の氾濫リスク、

豪雨によって、それじゃないかと言っている。今もこれは瀬野川が破堤ということは、堤防が壊れて瀬野川の水が海田町内に流れ込むと、そういう想定を持つとるわけでしょう。その前提で町民にこの洪水ハザードマップを配ったわけですよ。それならそれに対応するようにきちんと避難所の受入れ、キャパシティは確保すべきだと言っているんですよ。この瀬野川洪水ハザードマップに想定する災害が起きると想定して呼び掛けたときに、一体、今のこの状況で海田町の施設、人口3万人のうち、何人受入れできるんです。だからこれ、多くの地域で浸水して、地域的には今の東公民館のところは3メートル以上ですから、3メートルになったら家が流されるというてここに書いとるわけですから。確かにここの中では避難所を事前に考えておきましょう、二つ以上考えておきましょう。知人友人の家とか公的な避難所だとかいろんなことを書いてるけども、一体、公的避難所として何人受入れできると想定していますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在、地域防災計画の中でお示ししている避難所、また避難場所、そして民間のお力をお借りして、そういったような施設であります民間の緊急施設、そういったものでございますが、全部で64、そして、屋根付きのものでないものも、場所ですから、合わせますと10万人ぐらいが避難できるというような感じにはなっております。ただ屋根付きというふうな形になりますと、やはり、約1万人、そういった施設の中で避難できると算出しております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）10万人というのは、例えば町民の中で嘘か本当か冗談か知らんけども、例えば東広バイパスの高架の上に逃げるいう人もいますよ。当然、もう公的な避難所だけじゃ足りんじゃろうから、そういうものも想定して10万人と言っとるわけでしょう。それ、現実的な話です。屋根のあるものは1万人、何時間降り続くか分からんのに屋根のないところへ町民を避難させるんですか。こんないいかげんな計画を持って、しきりに早期の避難を呼び掛ける、避難呼び掛け体制だとか、避難体制だとか、そんなことを考える前に、まずそのキャパシティをちゃんと確保すべきじゃないです。人口3万人で3分の1、1万人しか受入れできませんと、あと2万人、ほいじゃ、どうするんですか。後から行った人はもう受入れできんから町内あちこちたらい回ししてもまだ足りないんですよ。どうするんですか。最後は今言うように、10万人の野外の東広バイパスの屋上へでも行っときんさいと、こういう話ですよ、これ。どう考えるんですか。避難所を、

拡充を、これは防災課長じゃないじゃろう、町長、副町長、避難所をちゃんと確保するという方針を出すべきじゃないです。だから、東公民館と併設の町立体育館、屋内体育館、それを早急に建て替えて、これだけでも足らんだろうけども、検討、明確に着手したらどうですかということを言っているんです。何か煮え切らんような答弁をしてるけど、第5次総合計画の何かでも優先順位明確にすると、その完成時期を明確にするとなつとるじゃないですか。だから、いいですか。海田公民館でもですよ、基本構想に着手して完成するまで6年かかっているんですよ。6年。だから、仮に今年度から基本構想に着手しても海田公民館と同じようにやったら、6年後ですよ。令和8年ぐらい。まだその場所の検討すらしてないんだから、もっとかかりますよ。どう考えるんですか、避難所不足。少なくとも東公民館ぐらい、検討に着手したらどうかと言ってるわけですよ。これはどうなんですか。前回の町長選挙のときでも、町長、東公民館建替えを検討してくれという声あったじゃないですか。1か所だけじゃないですよ。何箇所でもあったじゃないですか。町長、いいかげんなことを言ってから逃げているけども。町長、どうなんですか、ここは。東公民館の建替え着手したらいいじゃないですか、明確に。第5次総合計画前期基本計画の中で再整備を検討するとなつとるわけだから、前期基本計画いうたら令和7年度までですよ。早く着手せんといかんのじゃないですか。これ、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田東公民館につきましては総合計画にも記載しておりますとおり、再整備を検討する必要性というのは認識をしております。公共施設の大きな整備を行うに当たりましては、当然、必要な機能も検討が必要でございますし、災害対応にどのように活用するのか、そういったことも検討すべきものと考えております。本年度、都市計画マスタープランや立地適正化計画、国土強靱化地域計画のほうでまちづくりでありますとか、災害に強い地域づくりを推進するための計画を策定しておりますので、その内容を踏まえまして検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）あなたたちはすぐ他の計画なんか出してきて逃げるけども、これは現実の問題なんですよ。他との計画の整合性なんかどうでもいいですよ。いいですか。今の災害、瀬野川氾濫を想定したときに、ここにハザードマップがありますけども、具体的にどこが建替えのゾーンになるか。ここに今ハザードマップがありまして、町内全域がも

う色付き、浸水想定です。それか、三迫とか東だとか畝だとかいうところはないけども、逆に今度は土砂災害のハザードマップで、イエローであったりレッドであったりするわけですよ。それから見たら、もう限られてますよ、これ地図でいうたら。ホワイトゾーン。何の災害リスクもないところ。これ見たら、三迫川と唐谷川に挟まれたお寺から上のところ、これがホワイトゾーンですよ。今、農地ですけども、田んぼになっているけども、ここだって地主さんが売ってしまえば、もう海田町、今の瀬野川洪水を想定した適地はなくなりますよ。早くやらないと。まして今、立地適正化計画だいうて、この辺は居住誘導ゾーンになってるわけですから、どんどん家が建ちだしたらですね、計画を作ったときにはもうここが宅地化されてて、引っ越しするところがなくなっている。そういうことだってあり得るわけ、だから早くやってくださいと言ってるんですよ。他に適切なところがあるんだったらいいですよ。町の中心部で今の公民館に近くて、他ないですよ、もう。悠長な、ほかの計画との、国土強靱化だ立地適正化計画との整合性がどうだろうかと、そんなことを言っとる場合じゃないでしょうが。非現実的、あなたたちの考えてることは机上のプラン、全く現実性がない、現実を見てないですよ。どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町といたしましては都市計画マスタープラン、立地適正化計画において、今後のまちづくり、地域別のあるべき都市像でありますとか、立地の適正化を図る計画を検討しております。それと、国土強靱化地域計画において大規模自然災害等に備えるための総合的に強靱な地域づくりを推進するための計画を策定をいたします。それらの検討を踏まえまして、公共施設のほうを整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）だから、何回も言ってるけども、何のための計画なんですか。計画のための計画なんですか、あなたたちの計画は。もっと現実を踏まえて現実的にやったらどうなんですか。さっきからの話だってそうですよ。避難の呼び掛けだ、避難体制だっていつから、自助・共助じゃけ、そこしっかりやれとか言って、さっきも防災課長は西の防災体制がどうだろうだいて言っているけども、それを検討する中で一番みんな困るのは、じゃ、どこへ避難するんやと。町民センター、東小学校、国際学院、ここの3階以上、収容人員、この前、一昨年の12月定例会でも質問したけども、海田町の東部地区で避難対象人員1万人、それに対してキャパシティは1,600から1,700、十六、七パーセ

ントしか受入れができないじゃないですか。あとはね、知人友人のところへ避難せえ。さっきなんかひどいじゃないですか。屋根のないところだったら10万人ぐらい受入れできると、無茶苦茶な答弁じゃないですか。そういう非現実的なプランを作ってもらったら困る。直接、住民の生命、身体に関わるのは住民ですから、あなたたちはそれは何ともないかもしれないけども、もっと現実的にものを考えてやっていただきたい。町長、副町長、そこはどうなんですか。現実的にやる考えがあるんですか。それとも、机上のプラン。町長、偉そうに将来あるべき姿で今何をなすべきか私は考えていますと。しっかり考えてくださいよ。しっかりと現実を見据えて、町長、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田東公民館につきましては、再整備が必要という認識のほうは持っております、総合計画のほうにも明記をしております。公共施設の大規模な整備を行うに当たりまして、必要な機能でありますとか災害対応のほう、そこらも含めて、検討のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）してまいります、してまいりますだけでなく、いつからやるんかというて聞いているんですよ。いつから始めていつ東公民館の建替えを完了する予定で取り組むのかと聞いているんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）都市計画マスタープラン、立地適正化計画、国土強靱化地域計画において、その方向性が決まりましたら、それを踏まえて海田東公民館のあるべき姿というものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）平行論になるから、これ以上言わないけどね、もっとしっかりしてくださいよ。町長、偉そうに言うんだったら、何を今何をなすべきか、今すぐ東公民館の建替え検討に着手するんですよ。それしかないんです。何を考えているんですか、それ以外のことを。

次行きます。立地適正化計画、この立地適正化計画、まずね、執行部に申し上げたいのは、これ、今までの海田町の方針の大きな転換ですよ。居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定すると。いいです、居住誘導区域、今現在、海田町は都市計画法に基づいて市街化区域は設定されてます。で、市街化区域内であれば、原則、法律の縛りはあるに

したって、どこでも宅地造成工事をやって家は建てられます。市街化区域というのは、御存じのように都市計画法で市街化を促進する地区なわけですから。それに対して居住誘導区域、その中である区域を絞って居住誘導区域を設定しますと。居住誘導ですよ。居住誘導区域を外れたところは、そこへ居住誘導区域へ持っていくように誘導すると、これが国の基本的な方針じゃないですか。だから、この居住誘導区域外のところで宅地開発しようとしたら、3軒以上の宅地開発をする場合、宅地造成の申請を出す1か月以上前にその計画をまず町へ申し出なきゃいけない。あるいは、1,000平米以上の家を建てる場合、1軒、2軒建てる場合でも建築確認を出す、1か月以上前に海田町に届出が必要となってるわけです。具体的に他市町の事例を見ると、出された市町は、市は誘導するわけですよ。ここじゃなくてこの居住誘導区域の中に家を建てとかね、この中と。実際にそうやってる市もあるわけです。これって、今まで海田町が自由にやってきたから人口が増えてるわけでしょう。町の中心部から田んぼを潰しては、私が小さいときには海田の中心、海田中学校の近くだって田んぼだらけだった。そこがどんどん宅地化されて、今、その波が三迫の二丁目辺りまで来てる。東とかね、来てるわけですよ。だから、人口が増えてるわけじゃないですか。農地転用をやって宅地化すれば、新しいおうちを建てれば若い御夫婦が買って移り住んでくるわけですよ。そんなこと言わなくても分かっとうるでしょう。だから、社会増、若い御夫婦が移ってくれば当然お子さんが生まれるから自然増にもつながると。海田町は社会増、自然増で人口が増えている。こんなことは分かってる話じゃないですか。これを規制をかけるという話ですよ。逆方向に走り出す計画でしょう、これ。居住誘導区域。どうなんだという話、こんな大事な話を議会にちゃんと説明すべきでしょう。確かにこの立地適正化計画は去年の施政方針演説から町長が着手しますということで、令和2年度の予算取っていますよ。何やるんかなと思ってたら、具体的になってきたら、今の家を建てる範囲を狭めようという計画じゃないですか。こんな重要な都市計画を議会にちゃんと議論もしないで説明もしないですよ、海田町都市計画審議会に諮ってですね、今言う3案ですよ、3案を出して、Aはレッドゾーンを外す、工場集積地帯も外すと、居住誘導区域から。B案は更にイエローゾーンも外すと。C案は更に公共交通の不便なところは外すと。家を建てる区域をどんどん狭めてきているじゃないですか。大きな方向転換ですよ。こんな方向転換を誰の判断でやってるんですか。当然、議会にその趣旨、あるいは内容、説明すべきでしょう。それ、説明しました、具体的に。去年の予算のときに示したいいうて、建設部は言っとる

けども、その資料をひっくり返してみたら、今の居住誘導区域とか都市機能誘導区域、これには触れている。だけど、それを言われただけじゃ何のことかさっぱり分からないじゃないですか。いいですか。それについて、今年度の施政方針の中でどう言っているか、町長。災害に強くコンパクトで利便性の高い都市の実現を図るため、引き続き、海田町都市計画マスタープランの改定及び海田町立地適正化計画の策定作業を進める中で、災害リスクの回避や軽減のための防災指針を定めるとともに、海田東地区における新たな交通拠点整備に向けた検討を行ってまいりますという施政方針の中で町長言ったんですよ。防災指針を示すと。東地区の新たな交通結節点を取り組んでいくと、そういうことを言っただけですよ。具体的に今言うように、海田町今人口増加している、この前も新聞報道等によると、広島県の中で一番人口の伸び率の高いのが海田町だとなっているけど、その方針を逆回転させる方針じゃないですか。都市機能誘導区域、都市機能、商業施設だとか医療だとか福祉だとか金融機関だとか公共施設だとか、そういったいわゆる都市機能を町の中心部に集約化させる、これが都市機能誘導じゃないですか。海田町の現状はどうなっています。例えば、スーパーマーケットだって、どっか集中しています。集中してないでしょう。分散化していますよ。スーパー7店舗ぐらいあるけども、あっちこっちに。事業者がここへ出店すれば近隣の人が買ってくれるだろうと思うから、そのスーパーマーケットの事業者の責任とでそこへ出店しているわけです、負担においてね。それでいいじゃないですか。わざわざどっか、海田市駅周辺に集約しなくたって、公共施設だってそうじゃないです。あちこちに分散させる。これが海田町の方針でしょう。ふるさと館は畝、福祉センターはあっちのほうとかね、全部分散化させているでしょう。それ集約化するんです、都市機能として。今までやってきたことを180度回転させるようなやり方なんですよ。何で議会にそういう細かな説明しないでそういうことを一方的にやるわけ。問題でしょう。議会軽視も甚だしい。議会対応、何か言われると、町長、丁寧に説明してまいります。●●●●●●●●●●みたいに言うけども、全くそうならないじゃないですか。一方的にやって、恐らくこれ都計審に諮問しているから、このABC3案の中からこんなBC案なんかいかないから、A案で答申が返ってきたら、都計審からA案いうて出ました、それで議会だとか町民に説明するんじゃないです。違うでしょう。先にまず、立地適正化計画はどんなものなのか、どういう目的なのか、どういう手法でやるのか、きちんと説明すべきですよ。これ、どうなんです。もう大分進んでいるけども。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘がございました、海田町の場合は非常に住民サービス機能であるとかそういうのが現在は満遍なくそろっているというのは確かにございます。ただ、今後を考えると、海田町に限らず全国的にいずれはやはり海田町も人口の減少、そして高齢化がますます進んでいくと。そうしたときに都市機能であるとかそういうものが低密度化してくる可能性が十分に懸念されております。そうした中である一定の商圈人口を確保するためには、そういった居住誘導すべき区域を設定して誘導していくと。それと併せて、都市機能についてもそういった懸念がございますので、誘導していくということで、今回、立地適正化計画を定めさせていただきます。なお、居住誘導区域を設定するに当たりましては、やはり海田町の場合は、災害リスク、何らかの形であるところがほとんどでございます。そういった意味でどういった対策が必要なのかも含めて防災指針の中で検討して、それで皆様方にそういった計画について明らかにしていきたいというふうに考えております。また、議会に対しましては、これまで、先ほどありましたように予算委員会のときに資料等で出させていただいたことはございますが、あと併せて常任委員会のほうでも話はさせていただいてはおります。ただ具体的な中身がこれからでございますので、ある程度、方向性が出た段階で議会の皆様方には御説明をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）予算の中で説明したいうてと、ここ1枚あるけども、何が書いてあるかいったら、いいですか、改定年度を迎える都市計画マスタープラン改定に加え、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の適正な誘導を促すため、立地適正化計画を策定しと、これだけじゃないですか。居住誘導と都市機能誘導、そういう言葉が入っているだけじゃないですか。具体的に何をやるかも言わないで、議会に対する●●●●じゃないですか、これは。具体的に言うたら、いずれ海田町も高齢化して人口が減りだす、そんなんそのときにやりゃいいじゃないですか。今まだ海田町は県内でも一番人口の伸びが多いときなんだから。何を言っているんですか。それなら、今、海田町はどんどん伸びとるんだから、伸ばすだけ伸ばせばいいじゃないですか、人口を。それが海田町の発展じゃないんです。今から計画作って規制をかける理由は何なんですか。いち早く、行政主導で人口減少の策を取るんですか。馬鹿げてるでしょう。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうからちょっと一言申し上げさせていただきます。●●●●

というのは非常に失礼です。そういった気持ちは一切ございませんので。まずですね、なぜ、この立地適正化計画というのを作るかということについては、今、次長のほうが申しましたように、今は、人口が微増ではございますが、増えております。下岡議員が言われるように、今、町内には多数のスーパーマーケットとか利便性の良い施設が建っております。これは今人口が増えているからでございます。この人口が増えている状況をこれからも海田町がこういった状況を継続できるような町として発展するためにはどうしたらいいか、それがまず、一つは人口密度を上げていくというところでございます。それで取っかかったのが、今言う立地適正化計画でございます。いずれ、今、町の独自の人口推計でも社人研といいます国の推計機関においても、いずれは人口の減少局面に入ってしまう。そのときに海田町の人口密度の将来見通しとか、そういった形がこういった形になるのか、それは今下岡議員のほうで審議会のメンバーとして中に入っておられますので、そこでも将来見通しについては御説明のほうはさせていただいております。あともう1点、下岡議員のほうから、諮問答申ということで3案ほど町から出たというところでございますが、それは決して諮問という、投げ掛けてどれか一つにするというもんでなくて、三つの案をまず目安として出ささせていただいて、皆さんから御意見を頂く。その頂いた御意見を踏まえて、町のほうで最終的に計画のほうを立てさせていただく。当然、審議会だけじゃなくて策定委員会というのも別に開いております。いろんな関係者の方、住民の方も入って御意見を頂いております。今、まだその委員会の途中でございまして、案のほうは策定段階でございます。決して、まだ全部できたわけでも何でもございせん。意見を頂いておる段階です。その中で、下岡議員も審議会の中に入って議会の代表として意見を頂いております。その意見が今日ここに出ているという具合に私は理解しておりますので、いろんな皆様の意見を踏まえて、今から海田町の持続可能な発展のためにこういった計画が一番いいのかというのを、また皆様のほうに御提示のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今私が言ったように、それならそれで、まだ海田町は人口が伸びておるわけですから、時期尚早だと言っているわけですよ。県内でも、ここに今言ったように、この立地適正化計画、既に作つとるのは広島、廿日市、呉、福山、三原、東広島なんか大きな町ですよ。そういうところは確かに立地適正化計画は必要かもしれない。今日の

中国新聞に出てましたけども、この立地適正化計画の基になる法律、都市再生特別措置法、その都市再生緊急整備地域ということで広島駅から紙屋町にかけて整備するんだと。この地域指定を受けると、容積率だとか、いろんな用途区域の指定が除かれる、自由に建物を建てられるということで、土地を持っている方々が、組合を作ってる、高層ビルを建てる計画、再開発計画があるということですから、再開発計画を持っている、あるいは将来持とうという町は、そりゃ立地適正化計画を持っているけども、海田町にそういった高層ビルだとか再開発の構想があります。ないでしょう、現時点で。あるならその時点でやりゃいい話じゃないですか。お先棒担いで、県内9町の中でこれに取り組んでいるのは海田町だけ。ほかの8町は立地適正化計画をやる、現在のところ計画はない。これは今言ったように、人口が減っていくことに対応する施策なわけですから、早く言えばこれ過疎、限界集落になっているところをどう対応していくかという政策でしょう。海田町は既にコンパクトな町になっとるじゃないですか。あらゆるところで海田町はコンパクトな町、住み良い町といってからPRしているじゃないですか。これ以上、コンパクトにする必要があるんです、大体。だから、そういう国の下心が見えるから、ほかの市町はこの計画に乗ってこないんじゃないんですか。海田町はもう既に手を挙げたじゃないですか。立地適正化計画を作りますと。部長はこれからだ、これからだと言うけども、既に手を挙げて、国や県には海田町は立地適正化計画を作ると登録されていますよ。作成中となっていますよ。県のホームページ見て御覧なさい。あと作成中が大竹と海田町と出ているけども、大竹もじゃけ作るつもりなんですよ。都市機能集中というんだったら、府中とか坂なんかどうなんです。府中なんかいったら今のイオンモール中心に都市機能を集約するのにぴったりですよ。坂だって、今の坂駅の平成ヶ浜から役場のあるあの辺りに都市機能を集約する、このプランに乗りそうなもんだけども乗ってきてない。安芸郡3町、今の立地適正化計画、全然作成に取り掛かってないんですよ。これ、特措法なわけですから、根拠法が。特別措置法の意味は分かっていますよね。時期を限ってやる、あるいは適用対象を限ってやる、これが特別措置法です。今ちょうどコロナが改正特措法に基づいて、緊急事態宣言だとか蔓延防止等重点措置だとかいうことで、政府が指定して、知事が、広島県なんかも緊急事態宣言ということで、飲食店なんかに休業だとか何とか要請できるんですよ。この特措法がなかったら、そんな権限なんか知事にはないわけです。そういう特措法、ほかのところがやってないのに、例えば府中だ、坂だ、聞いてください言っているけど、企画、聞いてくれました。どう考え

てるのか、この立地適正化計画について。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田） やってない町もたくさんあります。他がやってないからうちがやらのんかいう話になりますけど、私ら決してそうじゃなくて、今のこの人口が増えている状況、そして、皆さんが利便性を享受しとる状況を今から先も必ず人口減少局面は来ますから、その時も今と同じように皆さんが利便性の高い町で暮らしていただくためにはどういった都市計画でまちづくりを進めていったらいいのか、この一点でございます。この一点。だから、他の町がやろうとやるまいと関係ないです。私たちは私たちの町をどのようにしていくのが一番いいのか、そこを司っております都市計画の担当部署、そして建設部、私とあっちのほうが先頭になって、今そのまちづくりのほうを考えております。いろんな御意見があると思います。それはここでもちゃんと御質問にはお答えいたしますし、議員さんのほうが入られております都市計画審議会だって、それ専門の分野でございますから、まだ案は何も固まっておりますので、いろんな意見をおっしゃってください。私ら誠心誠意、それはお答えさせていただきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡） そういう状況の中で、ほかの市町はどう考えているんだということを言っている。今の部長のあれでも分かるように、今、海田町はそういう局面じゃないわけですよ。人口減少でも何でもないわけです。まだ人口が増えている。居住域は広がっているわけですから、そうなったらそうなったときにやりやいいじゃないですか。ほかの市町だって、皆様子見しているわけでしょう。じゃけ、そこの市町は関係ないと、海田町だけの問題だと。そんなんおかしいんじゃないです。ちゃんとほかの市町はどう考えているのか、私が言っているのは何でこの今現時点で立地適正化計画に取り組まなきゃいけないんだと。ほかの市町の状況なんかちゃんと考えてやらないと、自分で自分の首絞めるようになりますよ。今まだどんどん人口が増えているのになら、居住誘導区域設定してから、外のところからどんどんこれ入れると。人口密度言ってるけども、居住誘導区域から外れたところを、ほいじゃけど、開発から外そうとしてるじゃないですか。そんな政策っていいのかと。都市計画審議会、審議会いうけども、こういう大事な話というのは、まずちゃんとそのプランをやるのかやらないのかと、都市計画審議会、諮問も含めてですよ。ちゃんと議会に説明して、予算段階でもするべきでしょう。これ今やるのか、いつやるのかというのを。それをやらないでおってから、執行部の一存で都市

計画審議会諮ってから今案作っているんですけど言うけども、それはおかしいんじゃない。基本的な町の方向性に関する問題ですよ。どうなんです。町長、副町長、まちづくりに関する一番基本的な問題でしょう。建設部じゃなくて企画部も含めてどう考えるのかと、計画の初期段階ですよ。町長の一存で、このマスタープラン改定だとか、立地適正化計画始めますいうて、手を挙げたわけです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今お話をちょっとお伺いしております、一番違うところは多分危機感だと思います。今、議員のほうは今人口が増えているんだからもっと先でやればいいじゃないかとおっしゃいましたね。私たちは必ず人口減少局面は来る、そのときに海田町が今と同じように発展して、皆様の住み良い町であり続けるためにはどうしたらいいのかという、まず我々は危機感を持っています。そこが一番大きな違いだと思います。で、我々はしっかりその案に関係者の皆様とか都市計画審議会の皆様から意見をお伺いした上で、最終的に町の意見を取りまとめます。そのときには必ず議員の皆様にもちゃんとお知らせをします。当然、途中経過のところについても常任でお話のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）私は危機感の問題を問題にしてるんじゃないんですよ。第5次総合計画、令和12年度人口3万600人と、目標を立てていますよ。今ここでブレーキ踏んだらですね、その達成なんかできませんよ。計画作って今始めたら、居住誘導区域外は規制をかけるわけだから、人口減少になるわけだから。そうじゃないですか。そういう内容じゃないですか。そこがおかしいって言ってるんですよ。今ブレーキを踏み始めるのかと、計画作って。そこの認識の問題ですよ。これ以上言ってもしょうがない。時間がないから次に行きますけども、東部の交通結節点、回りくどい言い方をするけども、これ新駅のことじゃないんです。まずそこから、何でこんな回りくどい言い方をするんです。新駅と違うんです。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）これにつきましては、海田町全体、海田東地区全体にとって、拠点性を高める上で、町の発展を高める上で、どういった新たな交通拠点の形成というのが、検討の必要性というのがございます。それでこちらで今おっしゃったようなことも含めて、公共交通、そういったものについてどういうふうな施設が適当であるか、どういう

機能が必要であるかというのを、これから、具体的に検討し、それでどういったものが需要だというふうな結論に結び付けてまいりたい、これから、それについて具体化してまいりたい、というふうに考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 今の東新駅の話は立地適正化計画とも関連するかもしれないけども、それだけでなく、海田町全体のいろんな生活利便性だとか何だとかということで、議員も過去何名もの議員がちゃんと町長先頭立ってやってくださいよという、一般質問なんかでもやってきとるじゃないですか。そういう流れの中でこれにどう取り組むのだと。新駅。第5次総合計画の中では鉄道の項目で交通結節点と書いているんですよ。鉄道で交通結節点といたら、高速道路のインターチェンジとかじゃないでしょう。駅しかないじゃないですか。なら、はっきりと駅じゃと書いたらいいんですよ。これ、どう取り組むのか、戦略を示せというて言っているのに、それを示さない、これ、答弁も何もないけども、ちゃんと責任を持ってやってくださいよ。今なかなかうまくその運動行かないわけです。JRがなかなかうんと言ってくれないから。海田町が計画作りやできるようなもんじゃないでしょう。相手があるわけだから。何年か前に海田市駅のところへ複合ビル造って、マンションだとか商業施設とか事務所だとか、そこに庁舎移転するんだという人もいたけども、うまくいかなかったけども、そこはどうなんですか。新駅、最後に町長、答えてください。

○議長（桑原） 最後、答弁お願いします。建設部次長。

○建設部次長（門前） これにつきましては、新駅に特定するものではございませんで、そういった新駅も含めて、公共交通機能について新たな交通拠点として何が必要なのか、こういうことについて検討しているわけです。現段階でこういった施設、こういった機能が必要であるか、そういった判断材料となるものがそろっておりませんので、この度の計画の中で、その辺をちゃんと整理した上で具体的な方針といいますか、そういった施設であったり、機能であったり、そういったものを明確にしていまいたい。そういうことでございます。

○9番（下岡） 終わります。

○議長（桑原） 7番、兼山議員。

○7番（兼山） 7番議員、兼山です。本日は大きく3点質問します。

新型コロナウイルスワクチン初の接種券事前一斉配布・一斉予約について。新型コロナ

ナウイルスの対策として、初の住民接種となる高齢者へのワクチン接種が始まりました。4月12日開始。国は開始を急ぐあまり自治体任せとなり、ワクチンを誰にどういう順番で打つのか、悩ましい問題は自治体に付けまわしました。質問1、初の住民接種を結果的に無策で実施した本町も、誰にどういう順番で打つのか、悩ましい問題はいつも担当者任せなのかを問います。ワクチン接種券65歳以上の7,500人事前一斉配布。初回は930人分です。受付電話は3から4回線、4月12日の月曜日の9時零分一斉予約開始、この公平分配の観点で、3月の下旬に接種券を郵送したある自治体は、早めに接種券を送ったことで不明点も多くなり混乱を招いたと、4月1日に述べております。また、同じく3月下旬に先着順で事前受付したある自治体は、1,900回分の枠に約8万回の電話コールがありました。これらの事前情報から県内の1市除く他市町は初回から接種の数に合わせて、優先対象者を絞るなどして混乱回避に努めていました。しかし、安芸郡の4町で、チケット争奪戦のような、何の縛りもない一斉予約にしたのは本町だけであります。当然、当日は通話不能、900人以上がオンライン予約になるという結果です。開始30分弱で受付終了したにもかかわらず、3時間以上通話不能が続くという混乱を招きました。質問1は、初の住民接種を結果的に無策で実施した本町は誰にどういう順番で打つのか、悩ましい問題をいつも担当者任せなのかを問います。そして質問2、対象が65歳以上の高齢者であり、インターネットの利用が難しい住民が多いということが事前に想定できなかったのでしょうか。せめて電話受付枠、ネット受付枠を半数ずつ設け、インターネットが使えない環境にいる住民にも公平な機会を与えるべきではなかったのでしょうか。それとも、町は無策で担当者に投げやりだったのか。質問3、災害情報もインターネットで配信をPRしていますが、そもそも高齢者のインターネットの利用状況を把握できておらず、本当に町民が必要としているサービスの提供になっていない。独りよがりの町政になっているのではないのでしょうか。質問の4、なぜわざわざ町民の混乱を招く一斉配布、一斉予約開始システムを計画し、実行したのか。質問の5、ワクチン接種アンケート調査では、県内の首長では海田町長ただ1人、個人情報理由にコメントをしていません。公人として首長は率先してワクチンを接種すべきであるのか、それとも一個人として先着順にワクチン接種予約をするお考えなのか、それぞれの見解を問います。

大きく2点目。海田町の自治会への考え方についてです。海田町の自治会への補助事業の管理の適正化を質す、この趣旨から以下に問います。質問の1、自治会に委託した

補助事業は適正に行われているか。町は自治会実績報告などを審査し、補助要綱に照らして事業の適正さを判断しておりますが、補助金は税金からの支出であります。国には補助金適正化法というのがありまして、厳しく運用されております。町においても少なくとも5年に1回は実際に自治会に出向き、具体的に事業実施の監査や補助金検査、これが必要ではないでしょうか。質問の2、補助事業を委託する自治会の運営の適正さについてです。ある自治会では役員の担い手不足が生じたせいで、長年同一人物の役員で構成、運営され続けています。また、ある自治会では町行政に関わりのある各種役員を一人が兼務している状況が続いております。自治会の役員は自治会総会などで選任されるものであって、町としては意見する立場にはありません。しかし、町が業務を委託し、補助金を支給すると、そういうことになりますと、話は別問題であります。補助金を支給する団体が適正に補助事業を執行できているか否か、町は調査し、委託後は監督する必要があるのではないのでしょうか。

そして大きく3点目。来庁とお知らせについて。令和元年、2019年の6月12日水曜日午前10時30分前後、当時の河井克行法相が来庁しております。西田町長へ、町長室か応接室でお会いしたのかを答弁を求めます。私は11時頃、役場2階の階段で元法相とすれ違ひまして、その他、庁舎内で目撃者も数人おります。また、国土交通省何々所長が来庁されます、来庁しましたなど、町公式ホームページの新着情報に掲載をしておりますが、大臣が来庁されたというのに町ホームページや町長日記、町広報で6月12日の来庁案内、お知らせをしなかったのはなぜか、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問に答弁いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン初の接種券事前一斉配布、一斉予約についての質問でございますが、1点目、2点目、4点目の高齢者のワクチン接種については接種対策班を設置し、接種券の印刷準備や日程調整、医師や看護師等のスタッフの手配等を進めてまいりました。また、ワクチンの入荷見込みや感染症の拡大状況などを総合的に確認しながら、早期に多くの高齢者の方に接種していただける体制になるよう、町対策本部会議で議論を重ね、随時、改善を図りながら事業を進めているところです。4月の集団接種の予約受付については、想定を超えて短時間に集中してウェブ予約で定員枠が埋まり、電話による受付に支障が出る事態になりました。そのため、ワクチンの入荷を見極めながら、予約方法を年齢ごとに変更して、5月以降の集団接種、個別接種の案内を

行い、混乱が生じないように取り組んでいるところです。予約開始時のウェブ予約の集中、また回線が少なく電話がつながらない状況への対策の遅れにより混乱と不安を招いたことにつきましては、住民の皆様には深くおわびをいたします。3点目の高齢者はインターネットで災害状況の把握ができておらず、町民が必要としているサービスの提供になっていないとの質問でございますが、情報発信が一番大事なのは迅速かつ正確な情報だと考えております。刻々と変化する気象情報を即時性を持って発信するにはインターネットを活用して情報伝達は有効であると考えておりますが、それ以外の方法でも伝達方法の充実を図っているところでございます。この度の6月広報では、防災特集の中で災害情報の入手方法、情報の確認方法をいろいろ御紹介しておりますので、御自身が利用しやすい、自分に合った災害情報の入手方法を選んでいただければと考えております。5点目の私のワクチン接種についてでございますが、私がお伝えしたかったのは、ワクチン接種ができるできない様々な状況がある中で、住民の皆様の間で誹謗中傷がないよう配慮しながら、総合的に判断して明らかにしなかったものでございます。現在、私は接種しておりませんが、一個人として先着順にワクチン接種予約をして接種したいと考えております。

続きまして、海田町の自治会への考え方についての質問でございますが、1点目については、自治会に対して補助金の適正な執行、事業実施が確認できる資料の提出をお願いし、必要に応じ、聴き取りや追加の資料の提出を求め、適正な執行に努めているところです。また、自治会の補助金等について、令和2年度に、監査委員から財政援助団体等監査を受けており、いずれもおおむね適正に執行されているとの結果を受けております。2点目については、各自治会は地域の実情に応じて活動に取り組んでおられるものと認識しており、町からお願いしている補助金事業についても、地域に応じて実施していただきたいと考えております。

続きまして、河井克行元衆議院議員の来庁についての質問でございますが、令和元年6月12日に河井克行元衆議院議員に面会したとの質問については、当日の記録を確認しましたが、御指摘の日に河井氏と面会しておりません。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）それではワクチンのほうの再質問に入らせていただきます。この4月12日の9時から夕方4時、5時までですね、私のほうにも電話が止まないぐらい掛かってくる状況ではありました。先にちょっとお話をさせてもらうんですが、この日は電話回

線、三、四回線の中で相当な苦情とか、そういったことを、職員でしょうか、その担当ですかね、聞いて、本当に大変だったと思います。その状況は踏まえて、ここではそういうことはお疲れ様でしたと言いたい。これは一つ置いて、私、これ質問を出した理由は、他の市町の動向なんかを調査せずに行く、これ全国一斉スタートみたいなものですので、その状況の中で海田町の姿勢というのがここで現れてくるわけなんです。国は自治体にぼんと投げやりにしておりました。各市町はその中で住民の皆さんの混乱を招くことを防ぐことを第一に考えて、やはり年齢制限を設けながらやったりとか、配られてくる人数分の配分を見て、取り合いになっちゃいけないということで、各介護施設のほうとか入所者のほうにまず優先をすとかそういう考え、ある市町でしたら、とてもじゃないけど足りないから、いったんプールして、まとまった状況の中で一斉に市民、まあ市民ですね、市ですから、市民の皆さんに配布して、ゴールを早くするという考え方ですね、そういうことを4月の上旬にはいろんな市町がやっていたんです。でも、海田町は残念ながらチケット争奪戦になったと。そのことについて、しっかりと会議をしてやったかどうかということをお聞きしたかったんです。その答えを見ましたら、今後のことをちょっと話してるんですね。今後のことばかりを答弁になっているんです。私、今後のことは称賛に値するんです。私もアドバイスしました。12日の夕方には電話して、このようにしたらいいんじゃないかということをしました。そのように承ってくださっていると思います。年齢制限を設けてやっているということをお聞きしたのでね。だけど、それは後の話ですけど、私はこの12日までの取組は、これ、全世界で今、日本中も含めて一番の関心事なので、海田町がどのように取り組んでいるかということが一番大事な状況なんです。これを一斉配布・一斉予約、同時スタートにしたということは、これは海田町の姿勢で、しかも前例で混乱が起きているのになぜそのことを海田町はしたのかという質問なんです。それについてもう一度お答えいただけますでしょうか。他市町の混乱を招いている状況が分かっていて同じやり方をしたということは、これが答えだったのかということです、海田町は。もう一度言いますよ。混乱を招いている一斉予約・一斉配信・一斉スタートをなぜ海田町が選んだのか、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）なぜ一斉配布、混乱を招いたのかというところでございます。本町につきましては、早い段階から接種班のほうを立ち上げまして、どのような形がいい

のかというところで、個別接種と、それから集団接種を併用することを決めて進んできました。また、町内の医療機関の先生方にも早い段階から御協力いただけるかということでお伺いをして、個別接種の御協力もいただけるというところで、二本立てで進みたいというふうに思って考えて進めてまいりました。その中で確かに一斉配布によって、他市町がやはり混乱しているという状況を、私どもも直前にちょうど準備をしている段階のところで確認はしました。その段階でどこまでじゃあ対応できるのかというところで、受付体制等についても職員も増やし、対応したところですが、やはりウェブ予約のほうに一斉に集中したというところは、私どもの想定を超えている状況でございました。このような混乱を招いたことにつきましては、非常に大変申し訳なかったというふうに思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）各担当課の取組は分かるんです。ですけど、私が述べていますその前の段階の町としてこのワクチン接種、限られた人数分しかもう分かってないんですね、この状況、少ないのは分かっているんですよ。その中で各市町はいろんな取組を、トピックスですからね、最大の。その中で工夫をして混乱を招かないようにしていこうという取組をしたのにもかかわらず、しなかったかという答えが聞きたい。想定を超えて短期間に集中して、想定を超えるということは想定してたはずなんですね。その想定を超えることを想定しなかったということが海田町のやはり今一番危惧しているところというふうに私は考える。そこについて、これ、担当ではなしに、海田町全体の取組として、担当任せ主体でやっていたのかどうか。それとも、ワクチンですけど、コロナワクチンといったら、最も今、1丁目1番ですね。その状況の中でそれでも担当者主体でやるのか、これは、全庁、町行政全部挙げて取り組んだプロジェクトなのか、どちらかお答えください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）このワクチン接種につきましては、答弁にもございましたように、町全体の対策として、海田町の新型コロナウイルス対策本部会議でしっかりと議論をしながら進めていったものでございますので、町全体の体制として接種の体制を現在進めているところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）そうなってきたら、きつい言い方かもしれませんが、無能になりますよ。

結局、取り組んでプロジェクトして、混乱を招いた結果というのは結果論ですからね。ですからちょっと、これは非常に危ないですね。災害が起こってもこういうイレギュラー的なことが起こっても、想定を超えてできませんでした、混乱を招きましたということになってきますので、非常にちょっと私は心配です。そこは言わせていただいて、もう一つ、次、質問の2とか3のほうなんです、高齢者のインターネットの災害状況の把握、こういったことを質問したんですが、そもそもできてないんじゃないか、高齢者はインターネットを使えないのに、町はインターネットを使え、デジタル推進課というのが先ほどありましたけど、そのようなことで少し乖離しているんじゃないかということをやっと私は質問させてもらったんですが、これ、利用率なんかをちゃんと把握されて、デジタル的なことで取り組んでらっしゃるんですね。海田町に住んでらっしゃる単体の高齢者、世帯、そのうちの何世帯が何パーセントがインターネットを環境している家に住んでいらっしゃるか、そういうことは把握されておりますか。ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のインターネット環境というのが、携帯電話も含めてなのかどうかもまずあれなんです、私どものほうで個人のインターネットの普及率というところの調査のほうは行っておりません。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）ですから、してないのに、デジタル的に進めていきましょうとか、してないのに65歳以上の方にウェブで予約をしましょうとか、そのようなことが非常に私は見えていて、海田町がやっていることが全く届いてないふうに感じます。例えば、ある市でしたら、ご高齢者に対してスマホの使い方とかウェブの使い方なんかを町とか市が窓口で指導するというんですかね、アドバイス、そういうことをやっておられるんですけど、今回のこの結果を見ても、930人分のワクチンでほとんど900人ぐらいはウェブで予約、できる方もいらっしゃいます、ここにいらっしゃる方もお仕事でパソコンとかされているのでできるというふうに私は認識してますけど、できない家もありますし、できない世帯もあります。ですので、これを今度、今回の結果を基に、やはり一番いいのはウェブで予約をしていただくほうが無人化に近い状況となりますのでいいんですけど、そういったことは今回の結果を基に取り組んでいくとか検討するというか進んでいく考えはありますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）高齢者のアンケート調査を行っておりまして、昨年、インターネットで利用できる環境がありますかというところは、福祉保健部のほうでは情報は得ておりまして、約42パーセントの方がインターネット環境はあるというお返事はいただいていたところで進めたところですが、結果としてこのような状況になったところに対して、今後、高齢者の方々が申込みしやすい環境についてはしっかりと検討して、今後の接種につなげてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今回のこのワクチンについての一般質問は、これから、どんどん、第3回、第4回進んでいまして、順調に進んでおりますしね、これは本当に担当課の力、本当に頑張っていると思います。これは称賛に値するんですが、この一発目のですね、やはりいろんなことで準備をされたというふうに書いてますけど、でも、結果的に言いましたら、大混乱を招いてる状況というのは、やはり、町の全体の想定という部分が非常に低い、想定を超えるというんですけど、いろんな皆さん超えるレベルがありますけど、低い。しっかりとですね、これ、分かりやすいじゃないですか、これ、今回、7,500人の枠に930人のチケット、接種券を9時に一斉予約したらどうなるかぐらいは分かりますよね。ですから、それぐらいのことは想定内にしてほしい。そういった意味でこの質問をさせていただきました。今回こういうことがあったんですが、次起こるといって、イレギュラーなことでいうと災害、そういうことですよ。自分たちが想定している状況を超えましたと言われたら、全部超えたものになってしまうんですね。ですから、そこについてはしっかりといろんなパターンを考えて、課を超えていろんなアドバイスを頂きながら、町民を混乱させないようにしていただきたい。そのようにこちらのほうも言わせてください。そして、町長に5番、一つありましたね。非常に紛らわしい。したとかしないぐらいは言えればいいじゃないですか。だから、そういったことも含めて、アンケート調査のところで、なぜそこでこねくり回すのかなというところですね。次回、多分、これ、いろいろアンケートがあるでしょうけど、海田町の町長として、これ、アンケート結果が出るわけですから、混乱を招かぬようなそういった調査結果を出したりとか、そういった答弁とかしていただきたいんですけど、そのようにしていただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 1 回目の混乱においてはですね、一応、準備は進めてきた段階で電話とウェブ会議においての話で、非常に混乱を招いたということに関しては住民の皆様にしっかりとおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（桑原） 町長、接種のアンケートの話ですが。町長。

○町長（西田） それは第 1 答弁で申し上げましたように、繰返しさせていただきますが、ワクチンの接種にできない、様々な状況がある中で、住民の皆様の中で誹謗中傷などにしっかりと配慮しながら答えなかったということでございます。

○議長（桑原） 兼山議員。

○7 番（兼山） それが混乱を招くということなんですよ。別に大してそれは答えにくいわけではないですし、混乱を招かないことにならないと思いますけど、これ答弁はね。まあ、そこはもういいです。

次、自治会、こちらのほうの再質問をします。これの自治会の補助金についてですね、これを問うたわけです。今までですと、各自治体が報告をして、それを要綱に沿って承認をするだけなんですけど、各市町の状況をいろいろ調べてみたら、やっぱりこのことについてトラブルが起こってる状況があります。やはり、税金なんですね。自治会について町が何か意見をすることとはあってはなりません。ただ、税金という補助金を使っている以上は、やはり不定期的にでも抜き打ち調査的にでも、やはり監査するべきじゃないかということについての質問なんですけど、適正な執行に努めているところありますという答弁なんですけど、実際にどっかのある町内会を抜き打ちでやるとか、そういうところまでの検討とか考えは今あるでしょうか、ないでしょうか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本） 町長答弁にもございましたように、今現在で、補助金の所管課が補助金要綱や執行の状況に際して審査をしております、原則的にはそれで足りているものと考えております。加えて、町長答弁にもございましたように、昨年度におきましては、監査委員のほうから財政補助団体に絞った監査を受けておりまして、適正という評価も受けておりますので、今現在におきましてそういった抜き打ちであるとか、そういったことに絞った監査のほうは町のほうで今のところは検討しておりません。

○議長（桑原） 兼山議員。

○7 番（兼山） 監査のことは私もやっていましたので承知してるんですが、実際にある市でそういった自治会のほうの補助金を使った、いわゆるプラスとマイナスが合わなくて

訴訟問題になりまして、最終的にはその市まで訴えられるという、そういうケースが起  
こっております。ですので、この調査、今の書類を見てこれでオーケーということには  
これからなっていない状況が続きます。したがって、監査委員が見たとかそういう  
のはまた別の団体ですけど、自治会に対しまして、町はやはり定期的にでもそうい  
ったことで出向いてみたり、実際、それは実施してるのかどうかというところまでは、や  
はり税金を使ってる補助金といえども税金ということで考えると、そういうことをする、  
監督する義務があると、私は認識して質問をしてるんですが、その答弁は正確に今やる  
考えがあるかないかだけは言っていただけますでしょうか。今、私が質問したことに対  
してやるやらない、その答えだけいただけますでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）今議員のほうで監督という言葉を使いましたけども、町の  
ほうで補助金を支出しておりますけども、それは自治会を監督するために補助金を出し  
ているところではございません。一定の行政目的にしたがって、自治会の活性化である  
とか、防災の活性化であるとか、そういうところで補助をしているところでございま  
すので、補助をするというところで監督というところが出れば、また全然趣旨が違ってくるもの  
になってくると思っております。ただ、いわゆる補助金は、議員が言われましたように、  
税金の支出でございまして、その適正な担保というか確保につきましては、これまで  
どおり書類の点検であるとか聴き取りであるとか、そういうところで確保していきたい  
と、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）少し私もそこに合わせていきたいんですが、例えば何月何日にこういった  
ことをしたということは事実かどうかということを証明できるかということ、できない可  
能性もありますよね。そこについて、やはり、ああ、そうですね、分かりましたという  
ことで承認をするということではないんじゃないかということが今回の質問です。細か  
い話ですけど、やはり、何年に1回かはそういったところで調査をするということをし  
ていかないと、ほかの市町の例で言うと、そういったことに市が、そこは市なんですけ  
ど、市が結局訴えられるぐらいまでにも、海田町にとってマイナスになってきますよと  
いうことなので、そのような方向性も検討する余地もあるんじゃないかなと私は考えて  
いるんですが、全く、言っていることと答弁が全く擦り合わないんだったら、そこに  
ついてはもう少し私がまた言いやすいように変えていくんですけど、今の段階で答弁はで

きますでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員が言われることを全面的に否定しているところではございません。もしそういった町からの定期的な審査ということがあれば、当然、緊張関係が生まれまして、適正な執行につながるというような財政的なメリットというのは当然あるものと思っておりますけども、今現在において、町長答弁にございましたように、書類等で適正な執行の確保というものができておりますし、加えて第三者である監査委員のほうからの財政補助団体の監査も受けておりますので、今のところその必要を、やるというところの検討はしていないというところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今、課長からの緊張感を持ってね、取り組んでいるということで、それは本当に大事なことなので、是非それは続けていただきたい。今回ちょっと、これはこれで終わります。

次、大きく3点目なんですけど、6月12日の記録を確認していません、面会してありませんの分についてですけど、ちょっと私の手帳でいうと6月12日か若しくは20日なんですけど、日にちに限らずそういったことで、来られたということはありますでしょうか。12、20日、いずれかでもいいし、両方でもいいですけど、この日にちについてちょっと問わずに、面会若しくは来られた事実はあるのでしょうか。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）まず最初に、6月12日に記録を確認していませんと今言われたましたが、確認しています。その時点で会ってないという事実でございます。そこは誤解のないように、大事なところですからね、問題。それから、河井議員との面会におきましては、5月20日に面会を受けております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）じゃ、これに、西田町長へ、町長室か応接室かでお会いしたかを求めると書いてあるんです、まあ、私は当然質問しているんですが、お会いしたかどうか。町長室か庁舎内でお会いしたかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）お会いしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は14時55分。

~~~~~○~~~~~

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。2番、西田議員。

○2番（西田）2番、西田でございます。防災・減災活動の住民への啓発について伺います。2018年に発生した豪雨災害により被災しました現場におきましては、復興に向けて職員並びに協力業者の尽力により、おおむね進捗しているように感じております。住民の方々におかれても進捗していることには御理解いただける範囲ではないかと思っております。しかしながら、防災・減災活動において海田町全体における進捗にはちょっと危惧しているところであります。そのような中、大きな被害となりました畝地区におきましては、日浦山春日神社の復興を目的とし、本来であれば総代会というものが運営するものではありませんが、別に復興実行委員会というものを立ち上げられ、総代長を筆頭に総代・氏子議員・ボランティアのメンバーにて将来的な防災・減災を含め様々な問題に取り組み、協議を行いながら進捗されております。また、民間団体におかれては、畝地区の古民家を利用した防災をテーマとした子ども防災教室を含めたフェスタを開催され、被災された神社への募金活動も行われています。このような民間団体の事例も踏まえ、住民主体での防災・減災活動が重要であるとともに、住民への啓発も重要であると考えております。自治会防災会の実績や防災士資格の取得実績も踏まえて、また資格を取得された防災士の活動ビジョンも含めて、海田町としての関わり方や考え方を伺うものであります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）西田議員の質問に答弁いたします。現在、地域防災力の向上を目的とし、災害時の対処や地域の防災に積極的に関わっていただけるリーダーを育成するため、防災士の資格取得のための補助事業や自主防災リーダー育成講座を行っているところでございます。また、町として、防災士の資格を取得された方や自主防災リーダーを認定した方には、地域でつながりを持ち、災害活動や防災教育などの活動を期待していると

ころでございます。今後も引き続き防災士の方などが活躍できる場の提供について、他の自治体などの取組事例を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。自主防災会というものが各自治会で設立されているのではないかなと思うんですけども、この辺の活動実績がいかがなものか。やられているところはいいんですけども、進めばいいんですけど、進んでないところもあるんじゃないかなというのがありまして、というのが、災害の大きい小さいによって、どうしても地域によって温度差があると思うんですよね。ですけど、今から迎える梅雨時期であるとか台風シーズンだとか、水が多くなる時期に合わせてですね、自分の命は自分で守るというのは基本でありまして、行政が何かしてくれるというものではないと私は思っています。これ、実際に災害現場、神戸の阪神・淡路大震災であるとか八木の災害とか、海田の災害もそうです、現場へ行って、神戸の被災地においては、避難所の状況も見たりとかしたときに、やっぱり自主運営というのが基本なんですね。そういうものをやっぱり伝えていかないといけないという自負はあるんですけども、いかんせん何か行政頼み的なところもありまして、そういうものでいくと、まずは自治会の防災会というものがですね、主になっていかんといけなかな、自分の命は自分で守る。そういうもので知らせていただきたいんですけども、その辺がどの程度つかまれているかをちょっとお聞きしたんです。お願いします。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、自主防災組織のほうなんですけど、設置状態でございます。今現在、38団体のほうが設立して、日々、そのような防災活動に従事されています。議員御指摘のようにやはり温度差がございます。熱心なところは本当に毎年いろいろな活動をやられてらっしゃいます。その辺りにつきましても、うちのほうで、県のほうが進めている呼び掛け体制づくりを上手に使われて、自主防災組織活動に生かされているところとか、各々いろいろな現場での活動をされているところも私らのほうで把握しているところがございます。やはり、この温度差というものを議員が危惧されているというところの部分では、なくしていきたいなと思っております。また、38全部自治会そろえているわけじゃございませんので、今後もそういったような形で、まだ設立がされていないところの地域につきましても、積極的にそういった呼び掛けのほうを行ってまいりたいと思っています。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）ありがとうございます。今おっしゃったように、温度差のほうがすごく危惧しているところがございますので、是非ともお願いして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）4番、小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。今回、2項目にわたってお尋ねをいたします。

まず、生理の貧困について。生理用品の負担軽減を目指す任意団体が実施した調査結果から、生活困窮を背景に生理用品の購入に負担を感じる若者の実態が明らかになりました。調査対象は高校や大学、専門学校などに在籍する学生です。回答には過去1年間で、経済的な理由により生理用品の入手に苦労したことがあると答えた人が20パーセントに上ったほか、生理用品ではないものを使ったことがある27パーセント。交換する頻度、回数を減らした37パーセントなどの結果も見られました。また、生理用品以外にも生理痛を抑える鎮痛剤や低容量ピルの服用などの出費がかさんだり、生理を隠さなければならない風潮に困っているなど、生理に対する社会的理解が乏しいという声も上がりました。海外でも国や自治体が支援に乗り出しております。例えば、スコットランドでは、昨年11月、生理用品を無償で提供する法案を可決したり、韓国では、年間約1万2,000円を購入費用として補助する地域もあります。日本においても、3月23日、新型コロナウイルスに対応するための予備費を活用し、経済的な理由で生理用品を買えない女性への対策を進めることが決定されました。これは、自治体が、NPO法人などに委託して、女性への支援事業を行う場合に活用できる地域女性活躍推進交付金の使途に生理用品の提供を追加し、孤独や孤立で不安を抱える女性へのほかの支援と合わせたものです。これらのことから海田町においても早急に困っておられる方への支援が必要だと考えます。そこで、本町の現状と対応についてお尋ねいたします。まず、1点目、町内の公共施設や公立学校において、生理用品の無償提供などをされているでしょうか。2点目、他市町で行われているような防災備蓄品の生理用品をローリングストック活用として無償提供してはどうでしょうか。3点目、今後、生理の困窮者に対してどのような支援をお考えでしょうか。

次に、ケアラー支援について。近年、ケアラーについて様々な問題が取り上げられるようになりました。老老介護問題、8050問題、ダブルケア問題、ヤングケアラー問題などです。日本ケアラー連盟のホームページにあるケアラー手帳の紹介がされています。

表紙には、大切な人を介護しているあなたも大切な一人です、と書かれております。健康状態やストレスをチェックするリストも付いています。いら立ちや愚痴を書き込むページもあります。代表の牧野氏は、介護している人はストレスや病気にうすうす気がついていても、自分のことは後回しにすることが多い。そこで、こうしたケアラーに自分の心や体の健康に向き合うきっかけにしてもらおうと手帳を作りましたと。また、この手帳が介護者と支援する人がつながる仕組みを作る上での一つのツールです。だから、全ての自治体に導入してもらい、手帳をきっかけに介護者を定期的に訪問したり、見守ったりしてほしいですとおっしゃられております。本町においても、ケアラーに対しての支援は様々されておりますが、こうした一層の支援が必要ではないかと考えます。そこで本町の実態と今後の支援についてお尋ねいたします。まず1点目、現在、ケアラーといわれる方の実態調査は行われているでしょうか。2点目、ケアラー手帳を作成し、訪問配布する中で必要な支援を行ってはいかがでしょうか。3点目、ヤングケアラーに関しては関係各署で連携を直ちに行い、支援を行ってはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問の1点目の学校に係る部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、生理の貧困についての質問でございますが、町内公共施設において生理用品の無償提供などは行っておりません。町内におきましては、現在、くらしの安心・サポートセンターにおける相談支援や生活保護制度の活用により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものも含め、生活困窮者の自立に向けた支援を行っているところでございます。生理の貧困に関する民間の調査結果や国の交付金を活用した無償配布の全国的な動きを鑑みますと、女性に関わる深刻な課題であると認識しております。そのため、関係機関と連携して支援が必要な女性の実態把握に努め、他市町の取組や防災備品のローリングストックの活用を含め、支援策について検討をまいります。

続いて、ケアラー支援についての質問でございますが、1点目については、高齢者福祉計画、介護保険事業計画や子ども子育て支援事業計画策定時のアンケート調査などで実態把握に努めているところです。2点目については、今年度、認知症ガイドブックを作成することから、この中にケアラー手帳の機能を盛り込んでまいります。また、幅広いケアラーを対象としたケアラー手帳については、先進事例を参考にしながら調査研究

してまいります。3点目については、児童が年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、本人が担うような家族の介護や世話をを行うという家庭内の問題によって、児童の健全な発育等に影響を及ぼすことのないよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の現場及び学校や教育委員会等の関係機関の連携を更に強化し、必要な支援につなげてまいります。

それでは、1点目の学校に係わる部分については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。児童が年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような、本人と答えましたが、大人が担うような家族の介護というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。町内の公立学校における生理用品の無償提供についての質問でございますが、全児童生徒に対して提供は行っておりませんが、非常用として常備し、必要に応じて個別に配布しております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは再質問をさせていただきます。まず、生理の貧困についてでございますが、答弁の最後に、他市町の取組や防災備品のローリングストックの活用も含め、支援策について検討してまいりますとございました。他市町の取組でございますが、新聞報道等でも既に三次では予備費を活用しての無償提供、決定しておりますし、廿日市でもこの6月1日から防災備蓄品を活用しての無償提供が行われています。そして、本日の新聞報道にもございましたように、広島市でも要望書が提出をされております。このように他市町では既にもう無償提供しているところ、また動き出しているところもございますが、海田町においてはこれから行う、そういった考えであるというふうに、この答弁を読みまして思いましたが、そのお考えでお間違いないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）女性に関わる、そして女子児童生徒に関わる非常に深刻な問題だと捉えております。また、コロナウイルス感染禍の中で経済的な不安を抱えられている女性の多さというところも、新聞報道等でも確認しておりますので、本町といたしましても、どういう支援が必要かというところを早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○４番（小田）いつ頃、どのような支援策が現実のものとなりそうな状態なのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町におきましては、くらしの安心・サポートセンターで既に貧困対策を行っております。ここの関係機関であるとか、教育委員会として学校関係のところとしっかりと協議を行いながら、いつから始められるかについても非常に早い対応が必要かと考えておりますので、防災課の備蓄品のローリングストックとも兼ねまして、非常に早い対応が必要と考えておりますので、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○４番（小田）他市町でも取り組んでおられる防災備蓄の活用でございますが、生理用品に関しても使用期限があるというふうに防災課のほうでも町のほうでも認識をしておられると思います。その使用期限を超えないためにもこの防災備蓄品を活用して無償提供、あるいは予備費を活用して、この生理用品の無償提供を行うというところが、広島県内においても数多く今から見られるのではないかなと思っております。全国的に見てみますと、カードを役場の受付とかそういったところに見せることで、一つ二つではなくて、袋ごと、見えないような袋に入れたものを無償提供する、県外でございますが、そういった取組をもう既にしておられるところもございます。福祉保健部長の答弁にもございましたように、コロナ禍によってこの問題が顕在化をしてきたというふうに私も考えておりますので、できるだけ早急に対応をしていただきたいなと思っております。先ほど、早急に対応して対策を立て、また取り組んでいくというような御答弁でございましたが、もう既に取組を行っている市町もございますので、それに遅れることなくこの海田町でもしていただきたいなと思いますので、早急に困っておられる方に届くような支援を海田町でも行っていただきたいというふうに思いますが、その点についても今一度御答弁願えますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず防災備蓄のローリングストック、こちらのほうなんです、使用期限があることは存じ上げております。食料品ともどもですね、上手にその辺りのローリングストックのほうをしていきたいと思っております。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員御指摘いただいたところ、カードでやはりそういうことと、SOSできない方々の対応も含めまして対策を講じていきたい。そして、配布だけでなく、やはりそこから相談につなげることで、例えばネグレクトの防止、そして女性の家庭の中の課題も含めまして相談支援も含めて配布及び相談支援を並行していきたいと本町では思っておりますので、その辺りの検討をしっかりと重ねて早急に対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）現在、学校においては、保健室のほうで配布をされていることは承知はしておりますけれども、ほかの市町の取組を見ますと、女子トイレに備え付けで置いておくといった形でしておけば、わざわざ保健室まで取りに行かなくても、トイレに行った際に、生理用品を使用することができるといったような活用もされておりますので、この点も併せて、是非このような形で進めていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次に、ケアラー支援についてでございますが、1点目の答弁に、現在アンケート調査などで実態把握に努めているところだというふうに御答弁ございましたが、これいつ頃、アンケート結果出るのでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）長寿保険課で行いました、計画を策定するときに行いました、在宅で要支援・要介護認定を受けている方に対する調査では、令和元年5月から令和2年5月までに行いまして、すでに結果が出ております。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）第2期海田町子ども子育て支援事業計画の策定の際には平成31年の1月にダブルケアについての実態調査を行っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）で、その調査結果を踏まえ、これから、こういった支援が必要なのか、またこういった対策が必要なのか、これから検討し、進めていくというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）いろいろなダブルケア、それから老老介護等の調査結果を踏まえて、まず、老老介護というところにつきましては、実態に即して、地域包括支援センタ

一、それからサービス等につなげて対策は既に行っているところです。子育てをしながら介護もされているというところについては、ネウボラの中でしっかりと相談支援につなげて、ネウボラのところで聞いた相談をしっかりと高齢者の対策のほうとつながってしっかりと連携して、個々の家庭の状況に応じてサービスにつながるように対策を講じているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○４番（小田）アンケート調査に御協力をしていただける家庭はそれで対策が可能かと思えますけれども、そうでない御家庭の支援ですよね。私も海田町内を歩いたときに、外にまで、家で介護しておられる方を叱りつけている声が漏れているというようなこともございました。そういったところに支援が果たして届いているのかなというところがとても心配です。介護保険制度ができたときから、介護者に対しては大変手厚い、また幾重にも重なる支援策が講じられ、またメディア等でも取りざたされておりますけれども、介護する側についてはなかなか実態がつかみにくいというか、そういったところでこの近年においてケアラー問題が顕在化をしていると思います。また、このコロナ禍によって家で介護するのに疲れてという声も聞いております。支援をしてほしいと声を上げられない方が一番心配で、そういった方に対しては、どのような実態調査をし、どのような支援をしていくのかというところに課題があるかと思えますけれども、そこについては、見つけ出さないといけないんですよ、そういう方をね。とても難しいとは思いますが、通告書にも申し上げましたように、それが当たり前だと思っておられる、介護することが、家族がすることが当たり前だと思っておられる方もまだまだ少なくありませんし、それで行き詰まって、つい、家族に手をかけてしまうというようなニュース報道もございます。このような最悪の事態を避けるためには、そこに行くまでに誰かが見つけ、どのような支援が必要なのか、早めに早急に手を打つ必要があるのではないかというふうに考えますが、その点については今後どのような支援策が必要だというふうにお考えでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）これまで介護される側、それから介護する側等を踏まえた施策等には取り組んできたつもりではございますが、確かに家庭の中で困っているというふうにＳＯＳが出しにくいのが、やはり介護の問題かというふうに福祉保健部でも捉えております。そのため、いろいろなところから情報が入る、情報をキャッチするすべを、し

っかりと担当部署が共有することが、これから介護問題を進めていく中では非常に重要  
と思っております。ですので、福祉保健部全体で保険の部分、それから子育ての部分、  
それから障がいの部分、それから生活保護も踏まえて、重層的な相談支援、そして重層  
的に情報が入る体制を構築していかないといけないということで、福祉保健部のほうで  
も連携会議、それから民生委員さん等の情報発信のしていただき方等について、各部署  
でしっかり連携しながら考えているところです。また、これからもそのように取り組ん  
でいくことで、介護する側からの情報がしっかりと出しやすい環境づくりに私どもも取  
り組んでいきますし、また、その情報に当たってはしっかりと相談されやすい、私ども  
も相談をしていただきやすいような環境をしっかりと整えてまいりますので、これから  
もそのように進んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）2点目の答弁は認知症ガイドブックを作成する、この中に、ケアラー手帳  
の機能を盛り込んでいくとございますので、これは早急に進めていただきたいと思ひ  
ますが、それ以外の方ですね、認知症の介護だけがケアラーではないので、それ以外  
の方に対してのケアラー手帳の先進事例を参考にしながら調査研究をしていきますとい  
う御答弁でございましたけれども、これについても早急に手を打っていただきたいなと  
考えておりますけれども、認知症以外ですよね、この点についてはいつ頃どのような形  
で、目に見えるような形でお示しいただけるのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、ケアラー手帳を取り入れて、介護される側に支援をして  
いる市町の情報もしっかりとキャッチしながら、実際に介護される方に先進事例を使っ  
ていただいたりなんかしながら、調査研究していきたいと思っております。そのいつ頃  
かというところについては、御意見をしっかりと踏まえて、できるだけ早く調査研究は  
進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）そのようにしっかりと進めていただきたいと思ひます。で、一番大変なの  
が、このヤングケアラーに対しての支援だというふうに私も考えております。国のほう  
でも厚生労働省と文科省の両省にまたがったプロジェクトチームが4月12日にヤング  
ケアラー実態調査の結果をまとめたものが発表されております。御存じかと思ひますけ  
れども、世話をする家族がいる中学2年生で5.7パーセント、高校2年生で4.1パーセン

ト、これは昨年の12月から今年の2月までを対象に無作為に選ばれた中学2年生、高校2年生6,500人を対象に行われた結果でございますけれども、中でも、この調査結果の中で、大変驚いたのが、ほぼ毎日行っているというのが中学校2年生で45.1パーセント。高校2年生で47.6パーセント、半数に近い子どもたちがケアラーだという実態調査が出ております。これは本当に早急に何とか手を打っていかねばならないなというふうに思いましたけれども、この中でも、1日のうちで何時間ぐらい介護に費やしている時間がありますかという問いに対しては、中学2年生で4時間、高校2年生で3.8時間、これはとてもじゃないですけども、答弁にもございましたように、子どもがやるべき仕事ではございませんので、ここを早急に何とかしてあげなければいけないなというふうに思っております。7時間以上行っているのがそれぞれ1割、10パーセントにも上るということも結果として出ておりますので、ヤングケアラーに関しては福祉保健部だけではなく、教育委員会とも連携して対策を練って支援をしていかねばならない問題なのではないかなと思いますが、まずはヤングケアラーがどの程度存在するのかというところからしていかなければならないのではないかなというふうに思います。海田町にはそういう子どもは1人もいませんよという話であれば、これは先延ばしにしてもいい問題ではあるというふうに考えますけれども、もしも1人でもいるのであればそこに早急に手を打っていかねばならないというふうに考えております。ですので、早急にこのヤングケアラーに対しての実態調査を行っていただきたいと考えておりますけれども、この点について教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）ヤングケアラーについての御質問でございます。ヤングケアラーにつきましては、ここ数年のところで言葉が出始め、一般質問の中でも認識について問われたということがございます。3、4年前から学校のほうでもヤングケアラーの視点で子どもたちを見るということを年度当初に伝えております。その中で、ヤングケアラーと付随して出てくるものがネグレクトであったり、それから外国籍の保護者の方が就労に困っていて、子どもとの中で、実態として現れるということがございますので、特にそのような視点を持って、職員の側から見取るというところを主に基準にして把握のほうを進めているところでございます。昨年度、一昨年度辺りのところで、やはり、先ほども申しました外国籍の子どもたちが、病院に行ったりそれから弟を迎えに行ったりとか、そのような実態としてはあるんですけども、それが直接学業であるとかそのようなもの

に実態として負荷がかかって不登校傾向になったりとかという実態は顕著には現れていないというのが実態でございます。それが、親のお手伝いに当たるのか、それとも日常になるのかということの判断が、学校としてはなかなかつきにくい。直接それをアンケートとして取るということもなかなか難しい実態がございますので、やはり、教育委員会としましては、家庭環境や家庭訪問等の実態の中で町職員の見取りとして把握を今後も続けていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）厚労省のほうでもこういったヤングケアラーに対してはSNS等を活用した相談体制を広げていくとか、そういう具体的な施策が表されておりますので、これに沿って、この海田町においても、どのような施策がこの海田町に一番合っていて、そういった子どもたちをケアできるのかといったところを今からまたしっかりと考えていただいて対応をしていただきたいと思いますと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）もう一つ申し添えさせていただきますと、虐待等も含めた先ほどのネグレクト等の実態につきましては、要保護児童の地域の協議会の中で、子どもたちの実態として、福祉保健部それから西部こども家庭センター、警察等と協議をする場がございます。その中で協議の題目として具体的な子どもの名前を挙げまして、進捗管理を行っているということもございますので、その中で福祉部は福祉部として取り組める内容については具体が出てくるというふうに考えておりますので、その辺のことを継続して取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）いろいろな支援策が考えられ、また講じられているということでございましたので、今後も引き続き、そういった支援を講じていただき、1人も漏れなくケアラーの皆さんが生き生きと暮らせる海田町にしていきたいなという思いでいっぱいでございますので、今後もそういった目をしっかりと光らせて、どんな小さな声も聞き逃さないというような思いで、今後も対策に取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げて、再質問を終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は15時50分。

~~~~~○~~~~~

午後3時38分 休憩

午後 3 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。11 番、久留島議員。

○11 番（久留島）11 番、久留島です。一般質問をいたします。質問事項、海田町にある平和の慰霊塔について。世界平和が叫ばれる中、先人が築いた海田町役場前の熊野神社入り口に、平和のシンボルである戦没者被爆犠牲者慰霊塔が昭和 50 年 8 月に建立されております。これは大戦による戦没者 310 万人と広島の被爆犠牲者推計 14 万人を追悼するため、当時、遺族会、行政が主導で建てられたと聞いております。平成 7 年頃までは毎年慰霊祭、公民館では町が主催で式典を行っていました。先人のつらい思いを後世に残しておくため、これからの若い世代に向けて、更なる平和の訴えを唱えたほうが良いのではないかと思います。他の自治体では平和祈願祭として年間行事に取り入れております。以下のことについてお尋ねします。なぜ町主催の式典が中止になったのか。2 番目、慰霊塔が災害により損傷、劣化した場合はどうするのか。3 番、今後の取扱いはどのようにするのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。平和の慰霊塔についての質問でございますが、町主催の式典については遺族会や原爆被害者の会と協議の上、戦後 50 周年の節目の年を一つの区切りとして、平成 7 年の開催以降、行っておりません。慰霊塔の維持管理については、これまで管理者において倒壊の危険がないよう管理されており、今後につきましても引き続き適切に管理いただけるものと考えておりますが、災害により慰霊塔が損傷、劣化した場合も含め、戦没者、原爆死没者の御霊を祭られていくことが困難な状況について管理者からお話がありましたら、御遺族の御心情に寄り添いながら、次の世代に引き継いでいけるよう、ともに考えてまいります。町といたしましては、今日の平和と豊かさが戦没者、原爆死没者の皆様の尊い犠牲と御遺族の皆様の御苦勞の上に築かれたものであることを忘れることなく、今後とも戦争の悲惨さや平和の大切さについて、若い世代への継承に取り組んでまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11 番（久留島）再質問をさせていただきます。まず 1 番目の 50 周年を節目に一区切りとして開催を中止したということですが、誰がこれは中止したんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）町主催の行事でございます。町のほうで決定をいたしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）じゃあ、町長ということですね。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）はい、町長でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）その中止するのは遺族会とかこの被爆者の会なんかには連絡してありますか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）遺族会、それから原爆被害者の会の方々に協議をさせていただいて決定をいたしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）遺族会のほうは何も聞いてないんですがね。私も、遺族会、長いこと世話しとるんですが、全然そんなことはないし、どこでどうなったのかちょっと分からないんですよ。あなたもまだ全然、役場にいたかいなか分からないから分からないと思うんですが、その変遷をちょっとお尋ねしたかったんです。平和問題に対しては、こんな50周年、50年が過ぎたからやめるというものじゃないと思うんですよ。これから未来永劫に、若い人たちに引き継いでいきたいと思うんですよ。そのためには、やはり、皆さんが協力していただいてやっていかないといけないと思うんですよ。ちなみに他の市町では、例えば広島市、呉市、東広島市、三原、神石高原、世羅町、ここは盛大にまだ続けておるわけですよ。平和祈願祭として式典を開催しておられます。どうして海田だけがこのようになっているのかちょっと不思議でならないんですが、管理については、これからも引き続き管理いただけるものと考えておりますがいうて言うておられますが、誰が管理するんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）熊野神社さんのほうで現在管理をされていらっしゃいます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）熊野神社さんが管理されるいうて、熊野神社さん、今おられます、宮司さんが。何か家を売却しておられないと聞いて聞いとるんですがね。そして、その管

理しとられるんだったら、遺族会のほうへ何らか伝達があつていいと思うんですが、何もないんですよ、この何十年間。放置されているから、草は生えるし、慰霊塔も少し傷ついてるし、で、私らが、時々行ってから草は取るんですがね、これは広島県の知事が各市町にその慰霊祭などを開いて、町の福祉課のほうへ伝達してあるというんですよ。だから、通達が来ているはずなんですよ、県のほうから。この前、確認したんですよ、私は。そこのところはどうかね。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）議員がおっしゃる通達に関しましては、現在、確認をしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）まあ、それも確認しといてください、そしたら。そして、遺族の方に亡くなられたら役場のほうに届出をされるんですよ。そしたら、その家族の方があと亡くなられたら、その遺族の方が弔慰金を引き続きいただけるんですよ。その手続きをしていただけるように、おたくの町長と遺族会の県本部が調印をして、おたくの町長が調印しておられます。その後、遺族会の家族に連絡するというのが。それをやってないからこの前、去年亡くなられた方が何も手続きしとってないんです。これ、手続きしなかったら、次の弔慰金もらえないんですよ。だから、そういうふうなのは遺漏がないようにお伝えしていただきたいんです、窓口のほうで。亡くなられたいうて届けられたときにね。そうせんと、そこでぷつぷつと弔慰金切れるんです。その点を一つお願いしますね。それでまた、先月も、弔慰金を連絡してくださいいうて、おたくに言った後、送っていただいとるんですが、書類を。何か複雑過ぎてよう書かない言われるんですよ。だから、そこも親切丁寧に教えてあげて指導してあげてください。それと、今後につきましても、引き続き、適切に管理いただけるものと考えておりますいうて、これ、熊野神社さんが管理するいうて言っておられるんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）熊野神社さんのほうで、管理者ということではございませんが、管理をしていただいているというふうにお聞きしております。直接、宮司さんのほうにお伺いしたわけではございませんが、そのように聞いております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そのように聞いておりますいうて、誰から聞かれたんですか、それは。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）実際に管理をされている方から、そのようにお伺いいたしました。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それと慰霊祭いうのをやっておられるんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）慰霊祭については毎年やっているというふうに管理されている方からは聞いておりますが、本町としては実際のところは伺ったのみですので、確認は取れておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）慰霊祭をやっておられるんだったら、私こんな一般質問はしなかったんですよ。要するに、50年経ったからやめたと、野放しになっているから粗末にされているなと思わせてね。この前、町のほうの5か年計画の文書を見たんですが、平和という言葉は一つもなかったですよ。それから、慰霊塔なんかの写真も全然載ってないんですよ。だから、カープの先生を呼んで騒ぐのもいいし、芝桜を瀬野川へ植えてから見つめるのもいいんですが、やはり平和ということをね、あまりにも粗末にされているんじゃないかと思うんですよ。ちょっと教育長にお尋ねするんですが、小学校、中学校の平和教育はどのようにしとってか、ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）小学校等についての平和教育につきましては、毎年8月6日に向けて学習を進めているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そのような教育をしておられるんだったら、やっぱり慰霊塔の一つもね、どこにあるか御存じですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）存じております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）何回かお参りに行かれたか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）頻繁に私は、これは個人の行動ですけど、頻繁に訪れさせていただい

ています。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）あれがね、なかなか僻地で分からないところにあるんですよ。ほとんどの方が御存じないと思うんですがね。これはね、厚労省のほうで資金は出してくれますんでね、県を通して。もっとね、新しい庁舎ができるとか公民館ができるとかいうんなら、その付近へ移してほしいんですよ。そしたら、そこへ来られた方がお参りされる。そして、平和についての意識を高揚できるからそのようにしていただきたいんですが、町長、その慰霊塔を移す気がありますかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町長答弁にもございますが、現在は管理者において適切に管理はされているところでございますが、今後、お話がありましたら、御遺族の御心情に寄り添いながら共に考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）大切に管理されておられるというのがね、管理されていないから、私、この質問を出しておるんですよ。第一、毎年慰霊祭をやっていると言われるんですが、遺族の誰一人にも連絡なしで誰がやっとなんですかね、それ。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町では把握しておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）県のほうでは、町の福祉課のほうに慰霊祭をするようにいうて奨励しとる言うんですよ。福祉課のほうと相談してやってくださいと言われるんですが、私もちょうど福山のほうがものすごく盛り上がり盛大にやっとなんですよ。これは青年部いうのも作ってね。その青年部も役員を引導して、どんどん活躍しとるんですよ。それで、どうしてこの海田地区はやらないんかいって県のほうから催促があるんですよ。私も高齢だから、ぼつぼつあれですよ、お世話をするのを交代しようと思うんですがね、このままじゃ、なかなか交代させてくれないんでね。実質、海田町、もっと本気になってやる気はないですか。聞いたところによると言うばかりでなくて。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町といたしましては、御遺族の御心情に寄り添いながら考えていきたいというふうに思っておりますが、現在のところ、今日、議員御質問がございま

したが、これまでそのような御相談もございませんでしたので、今後また遺族会それから原爆被害者の会、それから管理者等からの御相談がありましたらしっかりと御遺族の御心情に寄り添いながら考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）私はね、小学校でも中学校でも平和教育をやっておられると言われるんだったら、慰霊塔のそこへ小学生でも中学生でも、学年別に行ってから、こういうもんがあるんだというのを見せてほしいんですよね。そして、この式典を毎年やれというんじゃないんですが、ほかの行政はやってるわけですからね。なぜ海田町だけができないんか。それを毎年やるのがしんどかったら、周年でもいいんですよ。去年は75周年いうのを盛大にやってましたが、町長は広島市のほうは行かれるんですよね、式典。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）出席しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）広島市に行かれるんなら、地元の海田も一つ、一肌脱いでいただきたいと思うんですがね。広島のほうまで行かんでも海田にあるんですから。そして、広島 of 市長も呼んであげりゃいいじゃないですか。盛大にやって、これ、毎年っていったらしんどいかも分かんので、5年、10年いう節目ですね、そういうところにやって。これからは他の町もどんどんやると思うんですよ。それに先駆けて一つ考えていただけますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町といたしましては、現在行っておりませんが、今後のことにつきましては、また遺族会や原爆被害者の会からのお声が、御相談等ありましたら考えてもまいりますし、それが式典のような形のほうが良いのか、どのような形で後世に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えることが町にとって良いのかということについて、しっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それではそのようにお願いします。終わります。

○議長（桑原）6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番議員、大高下です。本日は1項目について質問いたします。地域活性化について。全国の自治体では、ペイペイ株式会社と連携し、新型コロナウイルス感

染症の拡大に起因し甚大な影響が生じている地域経済の活性化を目的に、決済額に応じたペイペイボーナス、30パーセント還元が付与される特別なキャンペーンをしています。5月現在、全国では17の自治体、広島では三原市で実施しています。町にとっても町内事業者にとっても町民にとってもメリットの多い制度だと思います。町にとっては、地方創生臨時交付金が活用できます。事業者にとっては、町外からもお客を呼び込むことができます。町民は、ボーナスの還元、キャッシュレス決済で感染予防につながります。海田町も導入を検討してはどうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。地域活性化についての質問でございますが、キャッシュレス決済を使用した事業については、クーポン券の発行がない換金等の事務がないなどメリットもある反面、スマホの利用状況や町の予算で付与したポイントが町以外で利用されるなど課題もあるものと考えています。町といたしましては、消費喚起策については、町内の幅広い世代の利用者が使いやすく、また町内の事業者を経済効果が大きくなるよう検討していきたいと考えていますが、キャッシュレス決済事業については一定のメリットはあることから、導入済みの市町やキャッシュレス決済事業者からの情報収集に努めてまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それでは、再質問させていただきます。まず初めに、現在、緊急事態宣言が延長されまして、本当に飲食店をはじめ、いろんなほかの業種もすごく今困っているような状況で、今回提案させていただいたのは、今全国でこのペイペイの分を実施したのは、大体200自治体ぐらいになっております。広島県では9自治体、2回目するところがあるんで14自治体を取り込んでやっております。やっぱり、2回も3回もやれるいうことは大きなメリットがあると思いますんで、そういう面では是非一考をお願いしたいと思います。まず初めに、このペイペイの会社と行政のほうでは話をされましたか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員の御指摘のキャッシュレス決済事業者のほうとはお話をさせていただいております。いろいろ情報交換のほうをさせていただいております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）初期費用としてどれぐらいかかるというお話ですか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）キャッシュレス決済事業者とのいわゆる初期費用等につきましては、秘密保持契約といいますか、他の市町にいろいろ話を聞くんですけども、そのキャッシュレス決済事業者と秘密保持契約を結んでいるから答えられないという市町がほとんどでございました。今言われた決済事業者とお話はしておりますけども、そういうところについては、当然予算措置をして議会に説明するということになればまた別だろうとは思いますが、今の段階で部外秘ということで今お話のほうをさせていただいています。申し訳ございません。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）先日、世羅町が2回目を取り組むということで行ってきたんですが、やっぱり一番大きなメリットは町の出しがほとんどない。国の地方創生臨時交付金を使ったら、ほとんどなしでできるということが大きなメリットである。これがなかったら、私たちは、こまい町はできませんよと。そういうような状況ですので、本当にこのことは得ばっかしですよ。30パーセント戻ってくるいうたらね、店の人もものすごい喜んで、人が集まってくる。是非ともそこらも踏まえて検討していただきたいと思います。それで、特に海田町が一番ええ位置にあると思うんですよ。周りが広島市で同じ買うんなら30パーセント還元のね、海田町で買おうという、立地もええし、そういう意味じゃ、このペイペイの還元制度はすごく役立つんじゃないかと思いますが、町長、そこらはどうですか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）町長答弁でもございましたように、クーポン券の発行がないであるとか、スマホにアプリを登録すればすぐ使える、いろんなメリットがあるのは承知しておりますので、ただ、今議員が最初の通告書のところでもおっしゃったように、多くの人の流れを生んでしまうというような側面もあります。ですから、そういった実施時期等についても本当に検討が必要なものだと思います。それから、海田町のお店でそれを使われる、付与したポイントについては海田町の税金になるんですけども、そのポイントについては海田町以外のところでも使えるというところになりますので、海田町の税金がほかの市町で使われるといったところの不公平感もございます。そういったところをしっかりと検討して、海田町がどのような消費喚起策を行うのか検討させていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）よく考えてみたら、業者の人はどっから来て買物をしてもらってもいいし、海田町の町民の3割返ってきて、全然損がないじゃないですか。それをどうして海田町外の人がポイントを使うと、意味がちょっと分かんのですが、町民にとってはプラス、プラスと思うんですが、そこらはどうなっていますか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員おっしゃるとおり、お店、海田町の事業者という観点からすれば、海田町で使っていただければ、特に何の問題もなかろうかというところでございます。ただ、町民の税金を使うという観点からいきますと、そういった利用状況が未知であるところと町外での、海田町の税金が使われるというような不公平感もあります。どこに主眼を置くかで制度の設計が変わってくるものと思っております。ただ町長答弁にもありましたように、繰返しで申し訳ございませんが、非常にメリットのある事業であるということは認識しておりますので、既に導入済みの市町や、今言われた決済事業者のほうとの情報交換等については、引き続き、継続していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それと、もう一ついいことは、海田町のクーポンでしたら、すごい事務的なことで海田の職員も使うんですが、今回の場合、民間に預けるということで、一切そういう業務もないし、本当、どっから考えてもええ話じゃろうとは思うんですよね。ほいで、今もやっぱり全国でどんどんそれが広がって、2回目、3回目繰返し、広島県にしても23市町あって9市町が取り入れて、また2回もやろうかというようなことで、もっともっと、やっぱり、アンテナを広げてほしいと思います。そういう意味ではしっかりお願いしたいと思います。それと、この間、世羅へ行ったときに言われたのは、老人の方がキャッシュレスは弱いとか言われますけど、結局は孫、子どもが教えてからね、また家族の会話もできてキャッシュレスがすごいスムーズにあって、メリットが大きいですよということを、特に今、コロナ感染の対策にしてもみんなが使えるようになっていったらええんじゃないんですかねいうことをメリットとして言われておりました。そういうことを総合判断して本当に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員御指摘の部分踏まえて、いろんな方向性を検討して

いきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）はいじゃ、以上で終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の第2項の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集ください。本日は大変御苦労様でした。

午後4時23分 延会